

衆第百九十三回国会院議

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第六号

六号

(一一一一)

平成二十九年五月三十一日(水曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長	竹本 直一君	理事	あべ 俊子君	理事	岩屋 肇君
理事	奥野 信亮君	理事	山下 貴司君	理事	神田 憲次君
理事	牧 義夫君	理事	秋本 真利君	理事	安藤 裕君
理事	今枝宗一郎君	理事	大野敬太郎君	理事	大野 敬太郎君
牧	坂本 哲志君	牧	加藤 寛治君	牧	佐藤 宽治君
秋本	門山 宏哲君	秋本	門山 宏哲君	秋本	門山 宏哲君
國場	寺田 稔君	國場	寺田 稔君	國場	寺田 稔君
幸之助君	鶴山 二郎君	助田 重義君	鶴山 二郎君	幸之助君	鶴山 二郎君
坂本	藤原 崇君	坂本	藤原 崇君	坂本	藤原 崇君
哲志君	細田 博之君	哲志君	細田 博之君	哲志君	細田 博之君
助田	寺田 稔君	助田 重義君	寺田 稔君	助田 重義君	寺田 稔君
門山	鳩山 二郎君	門山 宏哲君	鳩山 二郎君	門山 宏哲君	門山 宏哲君
國場	國場 幸之助君				
幸之助君	國場 幸之助君				

総務大臣政務官	富樺 博之君
文部科學大臣政務官	井野 俊郎君
法務大臣政務官	馬淵 澄夫君
最高裁判所事務総局民事局長	田島 一成君
兼最高裁判所事務総局行政局長	高市 馬淵君
政府参考人(総務省自治行政局長)	原田 茂之君
政府参考人(総務省自治行政局長)	吉田 宣弘君
政府参考人(総務省自治行政局長)	後藤 祐一君
政府参考人(総務省自治行政局長)	緒方林太郎君

同日	田島 一成君
同日	馬淵 澄夫君
同日	吉田 宣弘君
同日	後藤 祐一君
同日	緒方林太郎君

○竹本委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、衆議院議員選挙区画定審議会設置法
及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改
正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として総務
省自治行政局長安田充君、総務省自治行政局選挙
部長大泉淳一君、総務省統計局長會田雅人君、法
務省大臣官房審議官武笠圭志君、文部科学省大臣
官房審議官龍本寛君、文部科学省生涯學習政策局
生涯學習総括官佐藤安紀君の出席を求め、説明を
聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹本委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

○竹本委員長 次に、お諮りいたします。
本日、最高裁判所事務総局民事局長兼行政局長
平田豊君から出席説明の要求がありますので、こ
れを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹本委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

○竹本委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。細田博之君。

○細田(博)委員 ありがとうございます。

○このたび、○増十減、定數十減と、それから格
差是正、一票の格差は正を基本とする改正案が、

委員の異動
五月三十一日
辞任

補欠選任
秋本 真利君

同日
辞任

同日
辞任

補欠選任
古川 康君

同日
辞任

○竹本委員長 次に、お諮りいたします。
本日、最高裁判所事務総局民事局長兼行政局長
平田豊君から出席説明の要求がありますので、こ
れを承認するに御異議ありませんか。

○竹本委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

○竹本委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。細田博之君。

○細田(博)委員 ありがとうございます。

○このたび、○増十減、定數十減と、それから格
差是正、一票の格差は正を基本とする改正案が、

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選
挙法改正に関する特別委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件

具体的に去年の改正法に基づいて、区割りも含めて実現するということで、質問をさせていただきたいと思います。

そもそも格差の問題は、御存じのように、憲法十四条におきまして、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」当初はこの条文は行政と司法だけを拘束するという説がありましたが、その後、今日は、立法者も拘束する、三権の全ても拘束するということが定説になつてゐるわけでございます。特に定数の不均衡問題は、参政権という民主主義の根幹を支える権利のまさに侵害であるということから、より厳しい判断が下つてゐるわけでございます。

戦後初めての総選挙は、男女ともに参政権が与えられて初の選挙が昭和二十一年の四月十日に行われました。そのときは、現在は高市大臣初め女性代議士も多いわけでございますが、当初の選挙で三十九人の女性代議士が誕生した。それが初めての選挙で、女性にとって初の投票権、初の被選挙権が設定されたわけでございます。

ところが、当時の格差でいえば、ほとんど人口的には均等割に近かつたわけでございますが、当時の昭和二十年の人口から戦後大変な急増が起こり、そして大都市部はさらに大きくなつた、大集中をしたわけですね。

当時の総人口は七千万人強でございました。戦災とかいろいろなことがあります、疎開をしている人もいる。そういう状況でしたが、東京都の人口は三百四十八万人でした。今何人かというと千三百五十五万人ですから、四倍近くなつてゐるわけですね。ずっと一億二千万まで達して、都会化が進み、東京だけではなくて都市部に人口が集中しました。

他方、新潟県などをとつてみると、米どころですから、戦後はたくさん人がおりました、農業に従事したり疎開をしたりして。その人口は二百三十九万人でした。先般の平成二十七年人口で何人

だつたかといふと、二百三十万人。昭和二十年より平成二十七年の方が八万人も減つてゐるわけでございます。

そういう人口が変化をする中で、この選挙区格差の問題は、先輩たちがいろいろ苦労して、格差を是正するためにどうなつて行つてきましたか」というと、中選挙区制の時代では、四百六十六人であった戦後の定数、奄美復帰、沖縄復帰でふえた面もありますが、むしろ定数増でもつて大都会部分は対応してきたわけでございます。そして、最大のときには五百十二人の定数にまで来て、大体四十五人ふやしてきたわけでございます。しかしながら、それでなかなか追いつかず、中選挙区の格差は、當時判決が出ておりますが、六十三年の判決では、当日の人口で二・九二倍、これを合憲と判断したわけでございます。

それが、平成八年にかわりまして、五百人、しかし小選挙区が三百といふことになつたわけで、そうなつた経緯は、自民党で金権政治批判、その他政治改革が起つて、小選挙区比例代表並立制が導入されたわけでございます。

しかし、最初は、やはり激変緩和である。例えれば島根県の五区五人は、定数が二になつても大変であるということで、各県一割り振りということが行われて、定数が三になりました。高知県なども同じでございます。その激変緩和の結果、例えば島根県の五区五人は、定数が二になつても大変であるということで、各県一割り振りといふことなどが行われて、定数が三になりました。高知県なども同じでございます。その激変緩和の結果、

ところが、その後、比例定数が減つたり、これは格差と関係ございませんが、やはり修正を加えなければならぬ、違憲状態判決が出るということが対応して、平成十四年には二・〇六四倍、平成二十五年には一・九九八倍にしたわけで、国勢調査上二倍を初めて切つたわけでございます。

二倍を一倍にしろという説はありますが、これ

県というのは五十七万人しかいませんから、五十万人で一議席にすれば、全定数は二百十幾つになります、小選挙区の定数は。ところが、鳥取県の定数を二にすると、全定数はその倍の四百四十近くになる。つまり、実際の定数は三百弱です

から、その間でどうしても格差が生ずる。これはあります。

ところで論点として、まず一つ、これは選挙部長で結構ですが、質問いたします。

国勢調査人口、そして住民基本台帳人口とかあります。

そして、今回の改正で画期的なことは、今後の五年間の国勢調査の推移も加味しよう。なぜなら、前回の判決で、一・九九八倍にしたにもかかわらず、東北宮城県で二万人の宮城五区の人口減があつた、被災地でございましたからそういうことがあつた、しかし形式的には二・一倍強になつた。これも違憲状態であるという判決が出ました。私は賛成しかねるわけでございますけれども。それは、ベースとしては国勢調査で考えなきやいけないじゃないか、そういうことでございますが。

それはともかくとして、我々国会は、最初に申しました憲法の解釈から見て、違憲状態であると言われること自体は国会の恥でもあるし、それから、有権者人口という議論もありますけれども、憲法の十四条の根拠というのは子供も含めた権利であるということを考えれば国民人口であつて、有権者の数が、例えば地方の方が高齢者の割合が大きいとか、そういうもので格差を考えるべきではなくて、やはり子供を含めた国民の統計によるということを基本とすべきである。これは学説はほとんどそういうふうになつております。

この点は、選挙部長、総務省にお伺いするけれども、小選挙区の区割りについて国勢調査を用いることとしている理由を簡単に言つてください。

○ 大泉政府参考人 お答え申し上げます。

今回の区割りにつきましては、昨年の衆議院選挙制度改訂法に基づきまして、衆議院小選挙区の各都道府県の定数配分とそれから区割りの改定案の作成の基準として、最近の、直近の国勢調査の結果による日本国民人口を用いることとしておるところでございます。

この点、国勢調査でございますが、從来から、衆議院小選挙区の定数配分あるいは区割りの改定につきましては、国勢調査人口は人口の把握その目的として統計法、法令に基づき国が全国一齊に行つて実地調査による人口であり、確度が高いこと、それから、衆議院議員の定数配分

につきましては、大正十四年の衆議院議員選挙以来一貫して国勢調査人口を基準として行われてきていること、それから、国勢調査は五年に一度なわけですが、議員の定数配分についてはある程度の安定性を要することなどの理由により、国勢調査人口が從前からも使われてきていると承知しております。

○細田(博)委員 国勢調査にはもう一つの問題がございます。それは、従来、各戸別に配付して各戸別に集めておりますから、日本に住む外國人の人口が含まれておるわけございます。

しかし、これは投票権がないわけですから、本来は除外すべきである、投票権がない人を母数に加えて格差というのは全く無意味でありますからという指摘はかねてしておりますが、調査のときは除外すべきである、ただ自由に書き込んでいいということだつたのですから、統計局にお願いして、今回の数字を出す前に提出して、若干ずれましたけれども、日本国民の人口というのを正確に選挙区ごとに出すように依頼を数年前からして、それが実現しておるわけでござります。

例えば、全国で、外国人で日本で国勢調査に答えている者は、實に、もはや百七十五万人おりまして、有権者というか、人口の一・五%近くなつてゐるわけです。コンビニへ行けばみんな外国人が働いているような時代になつておりますから、これは当然除外すべきである。

そこで、今回の区割りについては、当然、外国人人口を除いてそれを計算したと思いますが、総務省、どのようにして行つたのか、質問をいたします。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。

これは、昨年五月に成立しました衆議院議員選挙制度改革関連法に基づきまして、総人口から日本国民人口を用いるということに改正されたことによるものでござりますけれども、これは、国政選挙は主権者たる国民の代表を選ぶものであつ

て、日本国民のみが国政選挙の選挙権を有すること、それから、先ほど細田先生からありましたとおり、近年、外國人の人口が増加して、一票の格

差に関しても非常に重要な要素となつてゐるとい

うようなことを踏まえて改正がされたものでござ

いまして、今回の区割り改定法につきまして、

この法律に従つて、日本国民人口を用いているも

のでござります。

○細田(博)委員 今回は、したがつて、日本人人

口が確定的に出た、それをもとにまた区割りを

やつていますから、東京一区のように非常に外国

人人口の多いところは、見かけは非常に二倍を

かなり超えて、相当切らなくちやいけないような

状態でございますが、実質はそれほどではなかつ

た。もちろん切る必要はあつたわけでござります

が、そういうことです。

そこで、私は、統計局にもお願いをしまして、速報値から実際の値が、日本人人口が出るまで今まで八ヵ月近くもかかるて、半年以上かかるてお

りましたから、最初に発表するときは格差何倍と大きくなって、実際の日本人人口が出ると小さくなつたようですが、次の国調についてははどういう体制でござりますか。

○會田政府参考人 お答え申し上げます。

二〇一五年の平成二十七年国勢調査におきまし

ては、調査実施から四ヵ月後に総人口と世帯数を

速報値として公表しまして、一年後に総人口や、

その内訳であります日本人人口などを確報値とし

て公表いたしました。

衆議院議員選挙区改定案の作成に直近の国勢調

査結果に基づく日本国民の人口を用いることと

なつたことを受けまして、二〇二〇年の国勢調査

におきましては、総人口から外國人人口を除きま

した日本国民の人口を特別集計しまして、二〇一

五年のときよりも早期になります、最初の公表で

ある速報の段階で公表することといたしております。

○細田(博)委員 統計局もそのような体制を組ん

でいただいているということで、細かいことのよ

うですが、もう無視できない数字であります

し、外國人統計もいろいろ有用な使い道がありま

すから、そのように措置するということは大変大

事だと思つております。

そして、大事なことは、今回の法改正というの

は、常に、次の国勢調査に対し、各選挙区ごと

の人口趨勢を見て、大都市部は多少ふえるだろ

う、地方部は相当人口が減る、一番小さな鳥取二

区、鳥取一区がどのくらいになるかといふことが

格差の原点でござりますから、それで、鳥取一区

なり二区を定数としたときに、東京が、一番大

きいところの格差がどのくらいになるかといふこ

とを推計しないと、油断をするとまた憲法違反状

態になる、それは避けねばならないということ

で措置がされている。

条文上はそういうことでありますから、平成六

年に、当時の細川内閣が、いわゆる七党、七会派

の政治改革論で小選挙区比例代表並立制ができ

て、そのときからずっと存在する憲法問題がよう

やく基本的には解決する。その他の問題まで解決

するわけじゃないけれども、肝心の、衆議院議員

あるいは衆議院のあり方が憲法違反状態じゃない

かと言われることはないと、参議院が、これは参議

院で今議論されていると思いますが、鳥取県とい

う五十七万人の県で一名出しますと、今度は、そ

れで二倍未満にしようと思うと、東京都は十人選

ばなきやいけないということになる。

それで、この間の参議院の選挙は、合区問題と

いうことで、鳥取と島根、高知と徳島は合区をし

た。しかし、このままほつておくと、二十の選挙

区でこれから合区をしなければならないといった

大問題が発生するわけです。今までのものを含め

て、例えば愛媛と香川とか、石川と福井などか、

そういうことになります。

和歌山とどこかとか、長崎とどこかとか、全部合

区をしなければその二倍問題は解決しない。

これは、やはり憲法の改正、地方自治と法のも

との平等も含めて、基本的に、せつかく憲法改正

議論が行われるわけでございますから、こういつ

たことは我々も検討しなきやいけません。政党側

も検討しなきやいけませんし、それから最高裁の

方も考えてもらわなきやいけないですね。

形式論で、この間までの判決は、合区をしなさ

い、衆議院も参議院も変わりありません、二倍未

満にしなさいと簡単に言つていますけれども、そ

うすると政治そのものの仕組みがやはり壊れてしまつて

まうということで、二十と言つてるのはかつて

の民主党案で、参議院の選挙法改正のときには、

二十の県を合区しろという提案がありました。

しかし、二つやつてみると、地方は、今の党

じゃありませんが、前の党で、民主党でそういう

案がとりあえず出たわけでございますが、やはり

よく考えていかなければならない。これは特に質

問ひたしません。我々国会の問題でござりますか

。しかし、二つやつてみると、地方は、今の党

じゃありませんが、前の党で、民主党でそういう

案がとりあえず出たわけでございますが、やはり

よく考えていかなければならない。これは特に質

問ひたしません。我々国会の問題でござりますか

。それから、もう一つの問題は、今回、安倍総理

が、党首討論の結果、国会議員の数はとにかく定

数削減するんだ、どうでしようかと言われて、そ

うですねと言つた。まあいろいろな経緯があつ

て、定数削減を常にすべきだすべきだという議論

が長い間行われてきた。

佐々木調査会では、日本は決して定数は多過ぎ

ない、アメリカ合衆国下院は膨大な人口がありま

すから例外とすれば、ヨーロッパその他の国から

見るに国会議員の数は多過ぎない、しかし、そん

なにやりたいんなら十減したらどうだといつて十

減に今度なるわけで、具体的に県ごとに割り振り

するわけですね。その結果として、定数が小選挙

区の場合は六減するわけです。

高市総務大臣の地元の奈良も、何か格差とは余

り関係ないので、アダムズ方式とやらという数式

によつて、一減もやむを得ないでしよう、のみな

さいと。奥野議員もおられますけれども、そうい

しい問題があるんだろうと思つております。ただ、法律そのものではなくて、その前提となる最高裁判のあり方、あるいは法務省の裁判の進め方、そういう点を中心にお聞きをしていきたいと思っております。

まず、前提として、総務省にお伺いをしますが、今回の区割り再編で市区町村の分割はどれくらい生じたか、改定前の数字とあわせて示していただきたい。そして、新たに分割される市区町村について、当該市区町村の首長や議会からどれくらい抗議があつたか、そのことをお示しくださいます。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。

が、従来八十八でございましたが、十七増加して百五となるということとなつております。この内訳でございますが、定数が減少する県におきましては、九の市と町の分割が解消された一方で、その他の都道府県においては、都市部を中心二十六の市区が新たに分割されて十七増加するということとなつております。

また、市区町村からの、市の区域を分割しない
ように求める要望書、意見書などにつきまして
は、分割の可能性のあった市も含めまして、勧告
の前後でございますが、全部で十四の団体から提
出がございました。そのうち、今回の区割り改定
案により新たに分割等をされた二十六のうちにお
いては六市から要望書等の提出があつたというこ

ふじわらのやま。

今回の区割りの改定でさらに分割があえた、それについては、一部の市町村からは、そういうことはしないでいただきたい、やはりそういう要望もあつたということです。

ただ、この区割りをどうするかということは、やはり一票の格差をどう是正するかということが至上命題でありますので、二倍以内にしなければいけないと考えるとしても分割は避けられないということになります。

その点を翻つて見ますと、そもそも二倍以内と

する。

いうのが必ずしも正しいのか。最高裁の判決がある以上、正しいことになるんだとは思うのですが、ただ、憲法の解釈として本当にそれが正しい解釈なのかという点が問題になるんだろうと思つております。

別なところです。「地方の声がますます届かなくなることは明白である。近年消滅自治体が象徴的な言葉となっているが、地方と大都市圏の格差は多方面にわたっており、選挙での一票の格差以上に地方は厳しい現実に晒されている。」

○平田最高裁判所長官代理者 お答えいたしま
す。

裁判所が、具体的な事件を審理、判断するに、必要な範囲で国会の裁量権行使に関して一定の言及をするということは、三権分立の制度のとおり得るものと承知しております。

○藤原委員 私が念頭に置いているのは、ある最高裁の大法廷判決であります。そのうちの、ある裁判官の補足意見で、特定の方向性で国会は行動するのですがよいかということにつきましては、個々の裁判体の判断にわたる事項でありますため、事務当局としてはお答えする立場にないものと存どしております。

するべきである、そういうところまで言及をする。これは、私は筆が滑つてゐるんだと思うんですね。妥当かどうかという判断をすることは裁判所として許される。だけれども、裁判所が、こういうふうにやるべきである、そういうふうなことを言うというのは、私は誤りなんだろうと思つて

おります。誰とかいつの判決ということは言いませんけれども、やはりそれは問題なんだらうと

思つております。

けれども、一般論としてまだお尋ねをします

○

して幾つか聞いていきたいと思います。

時間の都合上、十番の最初の青森の件はちょっと飛ばさせていただいて、区割りについて幾つかお聞きをします。

まずは岩手県の区割り。

法務省さんと最高裁さんは、もう質問はありますので、もしあれであれば御退席をいただければせんので、せんので、せんので思つております。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。
区割り審の事務局をやつておりましたという点
から、審議について御説明を申し上げたいと思いま
す。

岩手

り審議

針とい

ますが

つ
い
て

七
そ

X
割り

四三

ま
さ

三九

三九

二〇四

四〇

など

などを

二三

のバラ

に属す

編入す

15

た盛岡市の分割につきましては、一区として分割を解消することとして、さらに、地勢、交通その

卷之三

他自然的社会的条件を総合的に考慮した結果、今回の中区割りの改定案とされたものと承知しております。

この区割り案により新二区の区域が広大になる点については、定数が一減になるということを踏まえまして、当該地域が東日本大震災の被災地であること、あるいは、経済圏等を考慮すれば沿岸部が一体にまとまりた方が合理的ではないかとうようなことでござります。それから、内陸部についても、新幹線等でつながりがあるため、その点でまとまりがあるものというような考え方から、改定案になつたものでございます。

○藤原委員 ありがとうございます。

ちなみに、岩手二区の面積は約九千六百平方キロメートルということで、都府県の中では一番大きい選挙区になつたということであります。

それからもう一点は、ちょっと私の地元とは関係がないんですけど、神奈川県。この神奈川県の区割りは、知事意見とは異なった形で市区町村の分割が行われております。知事意見を反映させなかつた理由はどういうことであるかということを、ちょっと時間の都合もあるので、簡潔にお願いしたいと思います。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。

神奈川県の知事意見では、分割でなく、入れかえの改定案の提示がございました。

しかしながら、審議会におきましては、人口規模の大きな市区を異動した場合、選挙区の安定性を損ない、多くの住民に影響を及ぼすことから、今回の区割りの改定案の作成方針において、入れかえによつては相当数の人口が異動することとなる場合には、入れかえではなく分割するというふうにされたところでございまして、異動人口が大きいかえ案は神奈川県においては採用されず、分割による改定が行われるというようなことになつたわけでございます。

○藤原委員 二倍という命題を維持するために、もうパズルのようにならざるを得ないわけなんですね。そこまでしてということ。一票の格差は

大事です、憲法十四条は大事です。だけれども、そういうこと、あるいは、それで区割りが変わると有権者の方々、そういう方々のことも踏まえて本当に憲法解釈をして判決をしているのかということなんだろうと思っております。そういうところはぜひ、なかなかここで個別の裁判でどうこうとは言えないもので、個人的な話として、それくらいにしておきます。

それからもう一点。幾つかの県知事の意見には、区割りの具体案を決定する前に案を示して、利害関係市町村等から意見を聴取されたい、そういうようなものもありましたが、これに対して今回どのようない対応をとったかということ、これも簡潔にお願いをしたいと思います。

○大泉政府参考人　区割り案の作成に当たりましては、都道府県の行政、地勢、交通等全般に通じているという意味から、都道府県知事に対して意見照会を行つて、その際に、関係市町村への意見照会をするなど、地域の実情を踏まえて意見を提出するようにお願いしておるところでございまして、この提出された地方の声、知事意見につきましては、区割りの改定案に反映されて、区割り審議の中で審議し、検討し、改定案の作成方針等に照らしまして合理性があると認められるものにつきましては、区割りの改定案に反映されているというふうなことでございます。

お尋ねのように、仮に、新たな区割り案を最終決定する前に関係自治体に示して意見を聴取するという方法をとった場合、全ての団体の意見が一致するような案を作成することは事実上極めて困難だと思います。団体間の意見の不一致などにより、改定案の審議や区割りの作業に支障を来すおそれがあるというようなことを考えております関係で、そのようなことは行つていないのでござります。

○藤原委員　一番は飛ばして、最後に一問だけお聞きをしますが、今、お話を何度も聞いているように、どうしても、調整をかけてしまうと、利害関係を集約というのは不可能だということなんだろうと思つております。それだけのことを最高

裁の判決は強いているんだ、そういうことは現実として直視をしていただいて、それはやはりしっかりと考えていただかなければいけないんだろうと思っています。

単に理屈とか歴史的な経緯で二倍以内というだけであれば、何も外部経験は要らないわけですよ、裁判所の裁判官は。本だけ読んでいればいい。でも、そうではないわけですよね。外部経験をしてしつかりと、ちょっとにらんでいるみたいなあれで怖いなと思うんですねけれども、外部経験をしてというのは、やはりいろいろな意見がある、そこをしつかりということでありますし、法務省さんにも、それをしつかり裁判官に届ける、そういう点で頑張っていただきたいと思います。

最後の質問になります。

この一票の格差訴訟、今のところ、合憲あるいは違憲状態ということで、違憲で無効という判決は出ておりません。しかし、幾つか反対意見の中では、無効である、そういうのも徐々に出ております。

もし違憲判決が出た場合、これはその判決内容次第ですけれども、緊急に対応する必要があると考えますが、その点についての考え方をお聞きしたいと思っております。

○富樫大臣政務官 お答えいたします。

これまで、「一票の格差訴訟において、最高裁で無効判決が出されたことはありません」。

今後、具体的な訴訟が提起された場合にどのような判決を出すかは司法において判断されることであり、仮定の話についてはお答えできかねるところであります。

その上で、一般論として申し上げると、訴訟が提起された選挙区について選挙が無効とされた場合には、当該選挙区から選出された議員は将来に向かって身分を失うこととなります。

以上です。

して、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○竹本委員長 次に、山田美樹君。

○山田(美)委員 自由民主党 東京一区選出の山田美樹でございます。

質問の機会をいただき、感謝申し上げますとともに、このたびの改正案を作成されました関係者の方々の多大なる御尽力に深く敬意を申し上げます。

まず冒頭に、先日亡くなられました与謝野馨先生の御生前の多大なる御功績に深く敬意を表しますとともに、心から御冥福をお祈り申し上げます。

与謝野先生が中選挙区時代から四十年近く御活躍された東京一区は、平成六年に現在の小選挙区比例代表並立制に移行して以来、同じ地域のまま変わらずに今日まで来ました。が、今回の改正案では、港区と新宿区の一部が隣接区に移行するとの案になつております。

この地域にとつては初めて経験する区割り変更ということになりますが、私が直接お会いした該当地域の方々の中には、ニュースでは聞いていたけれども、まさか自分の家が区割り変更の対象になつたとは知らず、言葉を失つてしまふ方も数多くいらっしゃいました。一般の方がみずからネットで区割り変更の詳細を調べるということはまれでしょうし、勧告を見ただけではよくわからないという声も多数ありました。実際には、選挙の告示後にポスター、掲示板を見て初めて気づくという方も多いのではないかと思います。

過去の区割り変更では、対象地域の有権者への周知はどうのに行われてきたのでしょうか。今回の改正では、百五市町にも上る選挙区で区割りに変更があり、有権者に対してより一層丁寧な周知が必要です。前回改正時に比べてスマホの普及率が格段に上がったことで、みずから積極的に情報を入手できる有権者とITリテラシーの低い有権者との格差の問題もさらに深刻になりました。ネットを使わ

ない御高齢者の方々が政治に参加する権利が制約されないよう、ネット以外での周知も拡充する必要があります。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。

総務省としては、これまで改定時、何度かございましたけれども、各改定ごとに同じではございませんけれども、新しい区割りの地図や制度改正チラシなどを作成し、総務省ホームページ及び

総務省の広報誌などに掲載するなどして、周知啓発を行つたところでございます。

そのほか、関係の自治体においては、市民便り等の住民向けの広報誌などによる周知、あるいは町内会、自治会へのチラシの配布など、周知啓発に取り組んできたというふうに伺つております。

等の住民向けの広報誌などによる周知、あるいは御指摘がございましたとおり、電子媒体などによりまして広報に力を入れていきたいと考えております。

○山田(美)委員 ありがとうございます。

単に周知が必要な範囲が広がるというだけではなくて、より幅広く、多様な方法で、過去の前例によらわれず、最大限の周知を行つていただきたいと思います。

統しまして、同じ自治体で選挙区が分かれる、いわゆる分割区の問題についてお伺いいたしました。

お手元の配付資料の一枚目から三枚目まで、それぞれ平成十三年、二十五年、二十九年の区割り

勧告における分割市区町の一覧でございます。

平成十三年勧告では分割区は十六市区であったのが、平成二十五年には平成の大合併で八十八市区町に拡大し、今回、過去最多の百五市区町に上っております。東京都内では、このような分割区が五区から十七市区にふえました。

区割り案の作成方針には、「選挙区の改定に当たっては、市区町村の区域は、分割しないことを原則とする」とあります。が、例外であるはずの分

割区は、人口割合で見ますと、全国レベルで二二%、東京都では五七%、東京二十三区では七四%に上ります。全国では五人に一人、東京二十三区内では実に四人に三人が行政区と異なる選挙区で投票することになります。

行政サービスの多くは行政区に基づいて区割りがなされております。例えば保健医療圏ですが、東京都では、一次医療圏を市区町村単位に設定し、二次医療圏は複数の区市町村を単位とする十

三の圏域に設定しておられます。また、東京消防庁の各消防方面本部も、基礎自治体に沿つて編成をされているなどの例がございます。

行政サービスは、教育、福祉、治安、防災、都市計画など多岐にわたりますが、こうした行政サービスを提供する際の地域的単位で、行政区に基づかない区分けをしている例はあります。しよ

うか。

一般的に、市区町村が提供する行政サービスにつきましては、市区町村の区域ごとにそれぞれ提供されているものと考えておりますが、条例で必要な地に支所や出張所を設けて事務を分掌させる例や、合併前の旧市町村の区域に事務を処理させたための合併特例区を設ける例があるものと承知をいたしております。

○山田(美)委員 ありがとうございます。

合併特例区などは別として、行政サービスのは全てが行政区に基づいた地域的単位で実施されているということではないかと思います。

だとしても、衆議院議員の任期というのをおおよそ二年半と言われておりますが、分割区の有権者の方々は、三百六十五日行政区に基づいた生活をしていて、約九百日に一日だけ訪れる衆議院選挙の投票日だけ、ふだんの生活とは異なる地域で投票するということになるのかと思います。

統じて、行政区よりもさらに住民にとって身近である町内会、自治会、さらに、そのまどまりである町会連合会や出張所管内についてお伺いをいたします。

お配りした資料の四枚目は、今回、区割りの分配区市町の中でも、特に出張所管内をまたいで分

割された市区町の一覧です。百五区市町のうち二十九区市町が該当いたします。

一般のこの委員会におきまして、竹本委員長の御質問に対する久保参考人の御答弁の中で、市区町内の分割に当たっては、市区町村が三つ以上の選挙区にまたがることを避け、適切な隣接選挙区を選ぶように努めたこと、そして、原則として投票区を手がかりとし、支所、出張所の状況、町内会、自治会などの地域的なつながり、道路や河川の状況など、それぞれの地域の状況を考慮して、必要最小限となるような案を作成したとの御答弁がありました。有権者にとって投票所が変わらないということを最優先にし、その結果、やむを得ず、支所、出張所、町内会、自治会が分割されるケースが生じたということかと思います。

町内会、自治会は、法律には定めのない、法的には国や地方自治体とは無関係の自治組織ですが、現実には、地域の安全の確保ですか、行政が町内会、自治会に期待している面も多く、行政が町内会、自治会に期待している面も多く、町内会、自治会が行政機関への要望を行うという例もございます。

行政は、町内会、自治会をどのように位置づけているのでしょうか。特に、過疎地においては人口の減少から、都市部においては集合住宅の増加から、また高齢化の進展によって町内会、自治会の存続が極めて難しい状況にありますが、国や地方自治体はどのような支援策を行つているのでしょうか。

お配りした資料の四枚目は、今回、区割りの分配区市町の中でも、特に出張所管内をまたいで分

割された市区町の一覧です。百五区市町のうち二十九区市町が該当いたします。

○安田政府参考人 お答えいたします。

自治会、町内会等は、住民に身近な存在として、住民相互の連絡や防災、防犯など、さまざま

な地域的な共同活動を行つております。市町村は、地域のさまざまな課題にきめ細やかな対応を行つたまづ、連携協力しながら、地域の課題に対応していくことも行われているものと承知してお

例えば、市町村におきましては、自治会、町内会等に対しまして委託や助成等を行い、公共的施設の運営、子供の見守り、防犯、防災、高齢者のサポートなどを実施している。こういう例も見られるところと承知しているところでございます。

○山田(美)委員 御答弁ありがとうございます。お話しいただきましたように、まさに行政のパートナーとして、地域のコミュニティにおいて大きな役割を果たしている町内会、自治会ですけれども、実は、今回のこの改正案の中、港区において、一つの町内会が二つの選挙区に分割されているという例が二つございます。

その一つである芝浦三・四丁目町会は、港区の芝浦地区、JRの山手線、京浜東北線の田町駅の海側で、古くからの町にタワーマンション群が立ち並ぶようになり、過去十五年で人口が三倍にふえた地域です。今後も人口増加が見込まれるため、新たに小学校が新設される予定とも伺っております。また、この地区の隣では、二〇二〇年の開業に向けてJR品川新駅が着工したところであり、今も再開発が続く地域です。

都心の町内会はどこも、古くからの住民とそれからマンション住民の方々との共生が課題でござりますけれども、まさにこの町会も、長年の御努力の結果、青バトや清掃、夏の芝浦まつりなど、マンション住民も含めた地域コミュニティを築き上げてこられました。

今回、町会が二つの選挙区にまたがることになります。町会が二つの選挙区にまたがることになりましたが、大変困惑しているというお声を伺つていま

す。また、もし仮に、三年後、四年後に区割りを見直すとしても、変化のスピードが速いために、四年後には町の状況が全く変わっているかもしれません」という御懸念の声をいただいているところであります。

このように、分割区は、有権者の立場からさまざまなお問題を抱えているのと同時に、分割区から選出される衆議院議員も多くの悩みを抱えることになります。今回の改定では、東京七区が五つの行政区から成り、そのうち渋谷区を除く四つの行

政区は分割されて、ほかの選挙区にも含まれてお

りますし、また、東京二十一区も六つの行政区に

まちがるという状況です。

国政への要望は、行政区によつて異なり、それが対立することもあり、一人の国会議員に委ねる

ことは不可能な場合も考えられます。例えば首都圏

空港の機能強化の問題では、発着枠の拡大に伴う飛行経路の変更については自治体によつて利害が異なりますし、これは鉄道や道路についても同じ

ことが言えるかと思います。

行政区の分割に対しては、自治体の長からも見

直しを求める声が上がっており、首都圏の知事と

それから政令指定都市の市長らが発表した意見書

の中では、衆議院議員は地域の声を国政に届ける

という住民の代表としての性格もあることから、

自治体の一体性が損なわれた区割りは望ましいも

のではないとしております。

また、さまざまな行政課題を国、都道府県、市

区町村の縦のつながりの中で解決していく中で、

現行の衆議院の選挙制度のもとでは衆議院議員と

都道府県議会議員と市区町村会議員のそれぞれの

守備範囲の整合性がとれない選挙区が出てくると

いうことは、かねてから指摘をされておりまし

た。

恐らく、戦後、日本の地方自治の仕組みができる

たときに、これほどまでに都市と地方の格差が広

がつてしまふということは想定できなかつたので

はないかと思います。衆議院議員に課された役割

は何なのかということを今改めて考え方を

おきます。

憲法上は、「両議院は、全国人民を代表する選挙

院について、「この選挙制度によつて選出される

議員は、いざれの地域の選挙区から選出されたか

を問わず、全国人民を代表して国政に関与すること

が要請されている」とあります。

北は北海道から南は沖縄まで、どこから選出さ

れていようと全国人民の代表として国政のあらゆる

問題に取り組む責務がありますが、その一方で、衆議院議員には、選出された地元の地域の事情をよく理解し、地域の発展に尽くす役割を果たすと

いう側面もあります。現に、地域の声を国政に届けてほしいというさまざまな要望があり、また、

地域と国とのパイプ役であるということは紛れもない事実であります。

区割りの見直しによって行政区と選挙区の乖離が広がつていく中で、衆議院議員の地域代表的な性格をどのように捉えるべきか、御意見をお伺いいたします。

行政の区割りに対する見直しによって行政区と選挙区が変更されることに対する不安を抱いております。

九都県市首脳会議が今月十六日に閣議決定をされましたが、改定案について市区町村の分

区の懸念を示した意見表明文を公表したことには、自治体の一体性が損なわれた区割りは望ましいものではないとしております。

また、さまざまな行政課題を国、都道府県、市区町村の縦のつながりの中で解決していく中で、現行の衆議院の選挙制度のもとでは衆議院議員と都道府県議会議員と市区町村会議員のそれぞれの

守備範囲の整合性がとれない選挙区が出てくると

いうことは、かねてから指摘をされておりました。

九都県市首脳会議が今月十六日に閣議決定をされましたが、改定案について市区町村の分

区の懸念を示した意見表明文を公表したことには、自治体の一体性が損なわれた区割りは望ましいものではないとしております。

区割り改定案を作成する際の区割り基準などを改定した区割り改定案について市区町村の分

区の懸念を示した意見表明文を公表したことには、承認をいたしております。

九都県市首脳会議が今月十六日に閣議決定をされましたが、改定案について市区町村の分

区の懸念を示した意見表明文を公表したことには

いて、各都道府県への定数配分が変わることとなりましたが、同時に、同法附則では、次回の見直しまでの五年間を通じ、人口の格差が二倍未満となるよう求めておりまして、今般の区割り改定案の作成に当たっては、平成二十七年国勢調査人口から推計した平成三十二年見込み人口においても格差が二倍未満になるよう区割り改定を行うこととされておると承知をいたしております。

したがつて、今回の区割りの改定後、衆議院選挙制度改革関連法の本則に基づき、平成三十二年国勢調査の結果によりまして改めて区割りの改定が予定をされておりますが、これは、同法において一定の格差は正を実現していくためのプロセスであると理解をしております。

いざれにせよ、人口動態に応じ、投票価値の平等を実現するための見直しは今後も続くことになると見込まれますが、この点については、あわせて説明を尽くしてまいりたいと思います。

○山田(美)委員 御答弁ありがとうございます。

この後、最後の質問となりますけれども、これまで、主に都市部である東京の立場から、一票の格差は正と地域性の問題について論じてまいりました。

特に、今後も人口がふえ続ける都心部では、住民の生活権を守ることが死活問題であり、過疎地とはまた別の意味で、選挙制度が地域のコミュニティに与える影響は少なくありません。一票の格差は正を追求していくと、過疎地の議席数が減つて地方の声が国政に反映されにくくなるといふに一般的には言われておりますけれども、現実には、地方だけではなく都市部においても、定数増によってさらに選挙区が細分化され、複雑化し、地域の声が分断されて国政に反映されにくくなるというのが実態であろうかと思ひます。

私は、俺の一票の価値が低過ぎるといつて文句を言う人に一度も出会ったことがありません。東京にお住まいの方の中には、地方から上京してきた方や、父母の代、祖父母の代に東京に出てきた方々も大勢いらっしゃいます。むしろ、地方が人

口減で定数減となり、地方の声がどんどん小さくなつていくことを心配する声がほとんどです。東京の議員の数をふやせという御意見は聞かれません。

一票の格差は正のために、先輩方の多大なる御尽力をいただいて、長年にわたつて累次の改正を重ねておりますけれども、その結果が、都市部の住民、地方の住民、それぞれの利益にかなつてゐるかどうか、有権者は何を求めているのか、改めて考える時期が来ているのではないかと思います。投票価値の平等の実現と同時に、日本人が、この国の人口動態がたとえ将来どのように変わつても、どこに住んでいても、一人一人の声が確実に国に届くということも国民の権利であります。

地方行政と選挙制度を預かる総務大臣のお立場から、有権者の権利と法のものとの平等について御意見をいただければと思います。

○高市国務大臣 きょうは山田委員の御質問を通りまして、一票の格差は正というものを最優先に取り組んでいた場合に、地方だけではなくて都市部でも有権者の声が届きにくくなる、そういう問題があるということを伺いました。

しかしながら、一票の格差訴訟において最高裁判所で、今後も人口がふえ続ける都心部では、住民の生活権を守ることが死活問題であり、過疎地とはまた別の意味で、選挙制度が地域のコミュニティに与える影響は少なくありません。一票の格差は正を追求していくと、過疎地の議席数が減つて地方の声が国政に反映されにくくなるといふに一般的には言われておりますけれども、現実には、地方だけではなく都市部においても、定数増によってさらに選挙区が細分化され、複雑化し、地域の声が分断されて国政に反映されにくくなるというのが実態であろうかと思ひます。

私は、俺の一票の価値が低過ぎるといつて文句を言う人に一度も出会ったことがありません。東京にお住まいの方の中には、地方から上京してきた方や、父母の代、祖父母の代に東京に出てきた方々も大勢いらっしゃいます。むしろ、地方が人

なつていくことを心配する声がほとんどです。東京の議員の数をふやせという御意見は聞かれません。

一票の格差は正のため、先輩方の多大なる御尽力をいただいて、長年にわたつて累次の改正を重ねておりますけれども、その結果が、都市部の住民、地方の住民、それぞれの利益にかなつてゐるかどうか、有権者は何を求めているのか、改めて考える時期が来ているのではないかと思います。投票価値の平等の実現と同時に、日本人が、この国の人口動態がたとえ将来どのように変わつても、どこに住んでいても、一人一人の声が確実に国に届くということも国民の権利であります。

地方行政と選挙制度を預かる総務大臣のお立場から、有権者の権利と法のものとの平等について御意見をいただければと思います。

○高市国務大臣 きょうは山田委員の御質問を通りまして、一票の格差は正というものを最優先に取り組んでいた場合に、地方だけではなくて都市部でも有権者の声が届きにくくなる、そういう問題があるということを伺いました。

しかしながら、一票の格差訴訟において最高裁判所で、今後も人口がふえ続ける都心部では、住民の生活権を守ることが死活問題であり、過疎地とはまた別の意味で、選挙制度が地域のコミュニティに与える影響は少なくありません。一票の格差は正を追求していくと、過疎地の議席数が減つて地方の声が国政に反映されにくくなるといふに一般的には言われておりますけれども、現実には、地方だけではなく都市部においても、定数増によってさらに選挙区が細分化され、複雑化し、地域の声が分断されて国政に反映されにくくなるというのが実態であろうかと思ひます。

私は、俺の一票の価値が低過ぎるといつて文句を言う人に一度も出会ったことがありません。東京にお住まいの方の中には、地方から上京してきた方や、父母の代、祖父母の代に東京に出てきた方々も大勢いらっしゃいます。むしろ、地方が人

なつていくことを心配する声がほとんどです。東京の議員の数をふやせという御意見は聞かれません。

一票の格差は正のため、先輩方の多大なる御尽力をいただいて、長年にわたつて累次の改正を重ねておりますけれども、その結果が、都市部の住民、地方の住民、それぞれの利益にかなつてゐるかどうか、有権者は何を求めているのか、改めて考える時期が来ているのではないかと思います。投票価値の平等の実現と同時に、日本人が、この国の人口動態がたとえ将来どのように変わつても、どこに住んでいても、一人一人の声が確実に国に届くということも国民の権利であります。

地方行政と選挙制度を預かる総務大臣のお立場から、有権者の権利と法のものとの平等について御意見をいただければと思います。

○高市国務大臣 きょうは山田委員の御質問を通りまして、一票の格差は正というものを最優先に取り組んでいた場合に、地方だけではなくて都市部でも有権者の声が届きにくくなる、そういう問題があるということを伺いました。

しかしながら、一票の格差訴訟において最高裁判所で、今後も人口がふえ続ける都心部では、住民の生活権を守ることが死活問題であり、過疎地とはまた別の意味で、選挙制度が地域のコミュニティに与える影響は少なくありません。一票の格差は正を追求していくと、過疎地の議席数が減つて地方の声が国政に反映されにくくなるといふに一般的には言われておりますけれども、現実には、地方だけではなく都市部においても、定数増によってさらに選挙区が細分化され、複雑化し、地域の声が分断されて国政に反映されにくくなるというのが実態であろうかと思ひます。

私は、俺の一票の価値が低過ぎるといつて文句を言う人に一度も出会ったことがありません。東京にお住まいの方の中には、地方から上京してきた方や、父母の代、祖父母の代に東京に出てきた方々も大勢いらっしゃいます。むしろ、地方が人

ども、総務省として考えておられるのかどうか、
総務大臣の見解を伺いたいと思います。

○高市国務大臣 今、佐藤委員が御質疑の中で紹介をしていただきました二つの基準でござります。これは、衆議院選挙制度改革関連法の中でも求められたものでございますが、この規定に基づいて衆議院議員選挙区画定審議会において区割り改定案について議論が行われ、その結果、平成二十七年国勢調査による日本国民の人口において最大格差が一・九五六倍に縮小されました。

この数値については、これまでの図書改定時などの大格差と比較して最も格差が縮小されおり、最高裁判決の要求する一票の格差の是正に資するものであると考えております。

す。これは、我々選ばれる議員の方にとつても大変な問題であると同時に、もつと何よりも心配なのは、有権者の混乱という点でしつかりとした対応をしなければいけないだろう、そのように考えます。具体的に言うと、目の前の道路を挟んで、道路の向こうは違う選挙区だという方がふえる可能性があるわけであります。

今回は、特に九十七選挙区と対象が非常に多い点を考慮しまして、影響と混乱を最小限に抑える

ために、やはり政府も今まで以上に区割りについての広報を重点的に行なうなどの、自分の選挙区が〇〇す。

○大泉政府参考人 お答えいたします。

りたいと考えております。
○佐藤(茂)委員 もう一つ、この法案に関連して

有権者にとつてどうなるのかという、有権者の立場に立つたわかりやすい十分な問知徹底を図つていただきたい、そのように思いますけれども、政府として具体的にどのような周知徹底の方策を考えておられるのか、伺いたいと思います。

て、佐藤委員が御指摘くださいましたように、選挙区定数が減少して、選挙区番号が変更となる団体、それから、新たに分割または分割の区域が変更となる団体がございますので、有権者の方々に混乱が生じないように、それぞれの見直し内容を丁寧に周知することが絶対に必要だと考えております。

この辺で、改めてお話を頂いていたがござる。た曉には、直ちに、総務省ホームページや広報誌などを活用した広報活動、これはもう当然のことですが、まずそれらを進め、それから、関係都道府県及び市区町村の選舉管理委員会に新規登録を行なって、まずは、こ

区害り地図のデータ等とがボクタリを提供して、地元の自治体の御協力を得て、広報誌、例えば市民便りなどでござりますが、こういった自治体の広報への掲載、それから公共施設へのポスターの掲示などを通して、効果的に周知をしてまいりたいと思っております。

案の附則第一条で、施行期日として、「公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。」そういうふうになつてゐるんですね。

確かに、過去の改定では法成立から施行まで一ヶ月余りでしたけれども、今回は、区割りが変更される選挙区の数が十九都道府県九十七選挙区と対象が多い点を考慮して、十分な周知期間が必要だ、私はそのように考へるんですが、この一ヶ月の周知期間は本当に十分だ、そのように考えておられるのか、総務省の見解を伺いたいと思いま

○大泉政府参考人 お答えいたします。

りたいと考えております。

今回の区割りの改定法案につきましては、平成六年の区割りの改定法、あるいは十四年と二十五年の区割りの改定法におきましても、公布の日から起算して一ヵ月を経過した日から施行するといふふうにされていたこと、また、画定審議会による勧告が四月十九日にございまして、その時点から各種報道などによりまして、変わることには、施行までの周知期間一ヵ月以上になるという

ようなことからも考えまして、施行期日は、困害り法の施行の公布の日から起算して一ヶ月を経過した日という従来のとおりの定め方にしているところでございます。

項ですから、いつされるかわかりませんけれども、衆議院の解散・総選挙が実施されるまで、やはり有権者が自分の選挙区がどうなるのかわかるよう広報も含めたきめ細かい周知徹底をぜひ継続して政府の方でも行っていただきて、有権者の混乱を最小限に抑えていただきたいと要望しておきたいと思いまますけれども、総務省のお考えを伺いたいと思います。

○大泉政府参考人 法案の周知期間にかかわりますので、その後におきましても、関係都道府県及び市区町村とも連携しながら、有権者の方々に対してきめ細かい周知を行っていこうと考えております。

具体的には、最初に行いますホームページの内容、これをまた充実していくたり、各種イベン

ト、研修会、あるいは町内会などへの周知なども考えまして、あらゆる機会を通じて周知啓發を行っていくという努力を怠らないようにしてまい

りたいと考えております。

要望も含めて申し上げたいのが、今回の区割り改定案で新たに分割される市区の数は二十六市区あります、総数が百五となるわけですね。市区町村が別々の選挙区に分割された自治体というのでは、選挙事務の増加や人員の確保など、選挙を管理、執行する負担が増すことが懸念をされるわけ

例えば、選挙区が分割された自治体の選管といふのは、期日前投票や開票所の設営、選挙公報の発行などを別々に行う必要が出てきたり、また、開票では職員の体制を二手に分けるなどの、自治体の負担がふえることも予想されるわけあります。

これは利害が言つてゐるからでないなくて、矢印
竹本委員長が質問されたのに答えて、五月十日の
本委員会で区画審の久保信保会長代理も、勧告に
基づく区割り改定法成立の曉には、政府におかれ
ましては、各市区町村の選挙管理委員会が新区割
りの選舉を二日間で管理、丸子で見るところ、支開

○富樫大臣政務官 お答えいたします。

分割される市区町村の選挙の円滑な管理、執行がでざるようく政府としてどのような施策を考えておられるのか、総務大臣に伺つておきたいと思います。

票事務の工夫に努めていただきたいと切に希望しております。このように述べられているわけでござります。

今回の法案が成立しますと、都道府県の議員定数が減少し、選挙区が変更となる団体や、新たに分割または分割の区域が変更となる団体が生ずることになります。

特に、分割市區においては、投票所などの増設や変更、増設した場合の事務従事者の確保、関係地域住民への適切な周知などの事務の発生が予想されるとともに、選挙公報の配布誤りなどがないように注意する必要があります。

こうした投票所の増設などに伴う経費について

声を聞いておられるのと同じように、私の親も、昨年の参議院選挙のときに、選挙公報を隅から隅まで読んで、どうしても投票に行きたいという希望を示していたのですが、リハビリで要介護五だったのが三まで回復してしまったが、やはり家中は車椅子、つえで何とかよろよろ歩きができるぐらいの状況でございました。結局、投票権行使するといって、車に乗せてもらつて行つたんですが、投票所の中で転倒して、けがをして帰ってきたという経験がありました。

やはり高齢化が進んでおります中で、これまで若い方々の投票率を上げるということで一生懸命取り組んでもまいりましたが、多くの同じような状況の御高齢の方がいらっしゃるんだろうと思いまして、それで検討を指示したということでござります。

平成二十八年十二月から、投票環境の向上方策等に関する研究会で、福祉に関する実務経験者や専門家の方々にも新たに御参加をいただいて、選挙の公正を保ちながら郵便等投票の制度が拡充できなかどうか、御議論をいただいています。

まだ結論は出ておりません。さまざま御意見があるようございますが、早期に報告としておまとめいただき、その御知見を踏まえて、具体的な対応策を検討してまいります。

○佐藤茂委員 それで、この郵便等投票制度の活用状況について総務省からお聞きしたいんですけど、極めて有効な手段の一つなんですが、それでも、高齢者や障害者の選挙人初め介護福祉関係者に十分に選挙制度が知られていないために、活用されていないのではないか、そういう声もござります。

総務省に伺います。

現在、郵便等投票の対象となる障害の程度等を有している方は、それぞれ何人おられて、合計何人おられるのか。その上で、直近の国政選挙での郵便等投票証明書の交付状況の件数及び郵便等投票による投票実績の人数をそれぞれお示しいただきたいと思います。

○大泉政府参考人 郵便等投票の対象者であります身体障害者及び戦傷病者は、平成二十七年の三月末時点で百六十四万七千三百五十九人でござります。要介護五の者につきましては、これでちよと時点が違いまして、平成二十八年六月末時点でございますが、六十万六千二百五十七人であります。要介護五の者につきましては、これはあります。十六人となります。

このうち、郵便等投票の前提となります郵便等投票証明書をあらかじめ発行を受けている者につきましては、平成二十六年の衆議院選挙では三五千九百八十件、平成二十八年の参議院選挙では三万三千七百三十五件ということとなつております。

さらに、郵便等投票者数、郵便等で投票した上でございますが、選挙区選挙で、平成二十六年ト選挙区選挙でござりますと二万一千九百七人、平成二十八年の参議院選挙では二万三千八百十七人というようになつております。

○佐藤(茂)委員 今、簡単に紹介していただきたいけれども、時点がちよと後先があるので、たゞ、合わせたときに二百二十五万人ぐらいの対象者がおられるのに、現実に郵便等投票証明書を逓行していただいている方というのは三万四千人以下、そういう数字でありますし、また、現実にこれを活用して投票に行かれた方というのは二万四千人以下という。要するに、何を言つているかというと、「%以下なんですね。

必ずしも、この郵便等投票を対象者の方が活用されるかどうか。みずから相当困難を乗り越えて投票に行かれている方も相當いらっしゃると思ふんですねけれども、しかし、こういう有効な手段があるにもかかわらず、なかなか活用されていないないかと思うんですね。

ですから、私が考えるのは、やはりこういふ方々の投票機会の確保が図られるように、もう

度警発、広報に努めていただくとともに、特に高齢者や障害者の御家族の方と介護福祉関係者に選挙制度のルールや仕組みもあわせてしっかりと周知を図っていく必要があるんじやないかと思いますけれども、具体的にどういう方策を考えておられるのか、総務省の見解を伺つておきたいと思います。

○富樫大臣政務官　選挙制度は民主主義の根幹をなすものであり、選挙の公正を確保しつゝ、選挙権を持つ全ての方々が投票できる環境を整えることが重要と認識をしております。

総務省としては、国政選挙や統一地方選挙の都度、郵便等投票に当たつては、あらかじめ郵便投票用紙の交付を受ける必要がある、早目の投票申込と投票を促すことなど、管理、執行に万全を期すよう各選挙管理委員会に対し要請をしております。

各選挙管理委員会では、市町村が作成する障害者手引に制度内容を掲載し配布することや、制度改正の周知チラシを福祉関係部局に設置するなどの取り組みが行われているものと承知をしております。

なお、総務省で開催している研究会においても、選挙人本人のみならず、その家族やケアマネジャーなどの福祉関係者も対象とした周知啓発を積極的に行う必要があるとの議論がありました。これららの議論なども踏まえ、各選挙管理委員会の取り組み内容を紹介するなど、引き続き、対象となる選挙人やその関係者などに対する周知を徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

○佐藤(茂)委員　時間が参りました。冒頭申し上げましたように、今回の区割り改定等法案については、経緯と趣旨からいって、私ども公明党、しっかりと審議した上で速やかに成立を図つていいことをお誓い申し上げまして、質問を終わらせたいただきます。

○竹本委員長 次に、後藤祐一君。
○後藤(祐)委員 民進党の後藤祐一でございます。
冒頭にちょっと、この法案とは別の話なんですが、総務大臣に伺いたいと思います。
本日、新聞各紙に、国連人権理事会への特別報告者デビッド・ケイ氏による報告書案というものが報道されております。これによりますと、放送法四条違反が放送免許停止の理由になり得るという政府見解はメディアを規制するおどしと受け止められるとした上で、放送法四条の撤廃を勧告するというような案になつてはいるというふうに伺つております。
これに対しても、日本政府からの反論ですか、こういったものもなされてはいるというふうに伺いますが、まさにこの電波の停止に関して、高市大臣は以前、これは二十八年二月八日の衆議院予算委員会で、「その可能性が全くないとは言えません」という答弁をなされた大臣でもございました。
この報告書案についての総務大臣の御見解をいただけますでしょうか。
○高市国務大臣 報告書案につきましては、外務省を通じてデビッド・ケイさんに対してしつかりと、誤解に基づく記述にならないようについてごとで説明もし、反論もしていると承知をいたしております。
民主党政権のときの答弁でも同じでございましたけれども、放送法四条、放送法に違反をした場合に電波法が適用される、電波停止と、私が停止するという言葉は使っていないんですが、その運用停止ということ、この条文が適用されるということにつきましては、民主党政権時代の答弁でも同じでございます。行政の継続性の観点から、この法律の解釈ということについてお答えをしましたま

でございます。

あくまでも日本の国内法でござりますので、これに対して正確に御理解をいただくようにという働きかけをさせていただいたということでござります。

○後藤(祐)委員 停波の話はできるだけ触れないようお気をつけいただきたいなというふうに思いますが、周知期間一ヶ月というふうに思っております。

それでは、この法案の話に参りたいと思いますが、まず、周知期間一ヶ月というふうになつております。

これは大臣に伺いたいと思いますが、この周知期間中に解散することはできるんでしょうか。この場合は、一票の格差は正の法案が、あとちょっと待てば是正が成立するのに、周知期間中に解散した場合には、場合によっては間に合わない、今の体制でやるという可能性もあると思うんですけども、憲法違反の疑いということも含めて、これについての御見解をいただきたいと思います。

○高市国務大臣 内閣が衆議院の解散を決定するということについて、憲法上これを制約する規定はないと承知をいたしております。

○後藤(祐)委員 菅官房長官も、ふだん、解散について聞くと、解散権は総理の専権事項です、あるいは、解散権に縛られることはないという答弁が多いんですが、この区割りの話が出た直後の記者会見では、解散できるんですかという質問に對して、そこまで私が答えることは難しいと、ちよつと言ひ方を変えているんですね。

やはり周知期間中の解散というのは幾ら何でも憲法違反の疑いが濃いと思うんですが、そこは全く変わらないですが、そうでない平時の場合と、この周知期間中と。全く変わらないという御理解ですか。

○高市国務大臣 先ほど来、周知期間が一ヶ月では不十分ではないかといった御趣旨の質問も出ておりませんけれども、最高裁から、違憲状態である、違憲ではないけれども違憲状態であるという判示がされておりますので、それによつて、議員

立法によつて衆議院選挙制度の改正関連法が昨年成立をし、そしてまた、それに従つて今回の区割り案を提出させていただいている。そして、周知期間一ヶ月というのが短いかもと言われますけれども、各種報道もなされている。そして、できるだけ早く違憲状態と言われることを解消したい、こういった思いがあつてのことでもござります。そういう意味で、今回の法律案を提出させていたしました。

あくまでも、やはり最高裁の判示というものが一つの大きなきっかけであつたと思います。そういう意味では、私どもは、日本国憲法を遵守し、そして日本国憲法に忠実に行政を執行していくということを考えますと、日本国憲法第七条、これは、「天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。」という中で、衆議院を解散するということがござります。ただ、衆議院を解散しないことを規定した条文はないわけでござりますので、今の委員のお答えに対しても、解散を否定するという条文はないといふことをお答えと同じになります。

○後藤(祐)委員 これは最高裁判決を踏まえてでき上がつてゐる法案だということ、あと少し待てばという状況にあるということは、ぜひよく踏まえていただきたいと思います。

今、周知期間の話がございましたし、先ほども

佐藤先生の質疑の中で、区割りの周知は絶対に必要な力強い御答弁も大臣からありましたけれども、それぞれの市町村が周知をするのはもちろんやつていただきたいと思いますが、これに対する予算措置を行つてお定めござります。予算に計上されていないといつ分については、予備費の活用も含めて要求をさせていただきたいと思います。

○後藤(祐)委員 ゼひ、周知期間に各地方公共団体が行う周知活動については、何らかの応援を総務省としても差し上げていただきたいということを改めて御要望しておきたいと思います。

統きました、今回の区割り法の中にもあります。特に、衆議院選挙が例ええば今年度行われた場合には、何らかのこの衆議院選挙に関する予算がそれぞれの地方公共団体に交付される中で、こういった周知といったものの予算繰りといふのはいろいろなやり方があり得ると事務方からも同つておられます。例えば、来年度衆議院選挙になつた場合には、今年度については、この周知のための予

算というものはとりたてて確保されておらず、本

来周知期間があるわけですから、この周知期間には各市町村なりは、県もあるのかもしれません、周知活動をされるべきだと思うんですけれども、この予算というのは、総務省から各地方公共団体には何らかの予算措置というのになさらないんでしょうか。

○高市国務大臣 総務省としましては、今回の区割り改定に伴う周知啓発として、新区域割り地図のデータやポスターの作成などを行って、関係の都道府県や市区町村の選挙管理委員会に提供する

ことにしておりますが、これに係る経費はもちろん國費において措置をいたします。

そのほか、関係自治体において、これまでも、市民便りなどの住民向け広報誌による周知ですとか、また町内会・自治会へのチラシの配布などの周知啓発の取り組みを自主財源で実施していただいているますが、これも地方交付税措置ということで地財措置をさせていただいております。

それから、今後のこととござりますが、地方公共団体が衆議院議員総選挙のときに実施をされる臨時啓発の費用ということについては、総務省として予算措置を行う予定でござります。予算に計上されていないといつ分については、予備費の活用も含めて要求をさせていただきたいと思います。

わかりにくいくこと自体が大変問題だと思いませんが、もう四月の段階から事務方もともお話をさせていただいておりますけれども、これは調べるのが大変だ以外の理由がどうも見受けられないんです。

これは、ぜひ総務省は、各市町村に確認すれば住所は確定なものがわかるわけですから、○区に含まれない区域という書き方はやめて、全ての選挙区内住所をちゃんと書くべきだというふうに思っていますが、これが地元交付税措置ということで地財措置をさせていただいております。

それから、今後のこととござりますが、地元交付税措置を行つてお定めござります。予算に計上されていないといつ分については、予備費の活用も含めて要求をさせていただきたいと思います。

○後藤(祐)委員 ゼひ、周知期間に各地方公共団体が行う周知活動については、何らかの応援を総務省としても差し上げていただきたいといふこと改めて御要望しておきたいと思います。

これは非常にわかりにくいでござりますが、これは非常にわかりにくんですね。

れない区域と、十六区は番号が後ろなもので

ら、その他というような書き方になつてしまつているんですが、これは大変わかりにくんです。例えば、今回の改定で、私のところには座間市の相模が丘一丁目から六丁目というところだけが加わっているんですが、十三区という私より番号が若いところに座間市のその他全ての住所がだつてます。

あつと膨大に書いてあって、私の十六区のところには十三区に含まれない区域と書いてあって、これはどこのことなんだかわからないんですね、これだけを見ても。

これは、ぜひ総務省は、各市町村に確認すれば住所は確定なものがわかるわけですから、○区に含まれない区域という書き方はやめて、全ての選挙区内住所をちゃんと書くべきだというふうに思っていますが、もう四月の段階から事務方もともお話をさせていただいておりますけれども、これは調べるのが大変だ以外の理由がどうも見受けられないんです。

わかりにくいくこと自体が大変問題だと思いませんが、もう四月の段階から事務方もともお話をさせていただいておりますけれども、これは調べるのが大変だ以外の理由がどうも見受けられないんです。

これは、ぜひ総務省は、各市町村に確認すれば住所は確定なものがわかるわけですから、○区に含まれない区域という書き方はやめて、全ての選挙区内住所をちゃんと書くべきだというふうに思っていますが、これが地元交付税措置ということで地財措置をさせていただいております。

それから、今後のこととござりますが、地元交付税措置を行つてお定めござります。予算に計上されていないといつ分については、予備費の活用も含めて要求をさせていただきたいと思います。

わかりにくいくこと自体が大変問題だと思いませんが、これは非常にわかりやすくいう点で、ぜひ、今回改めて御要望しておきたいと思います。

これは、わかりやすさという点で、ぜひ、今回の法案が間に合うかどうかはともかく、次回そうやっておつたうふうに思つてもわかるないです。

これは、わかりやすさという点で、ぜひ、今回改めて御要望しておきたいと思います。

これは、非常にわかりにくいでござりますが、これは非常にわかりにくんですね。

これは、非常にわかりにくいでござりますが、これは非常にわかりにくんですね。

これは、非常にわかりにくいでござりますが、これは非常にわかりにくんですね。

これは、非常にわかりにくいでござりますが、これは非常にわかりにくんですね。

これは、非常にわかりにくいでござりますが、これは非常にわかりにくんですね。

これは、非常にわかりにくいでござりますが、これは非常にわかりにくんですね。

ればならないと思います。

別表第一では、番号の小さい選挙区では支所や出張所の管轄区域または町字名を列挙して表記して、番号の大きい選挙区は第何区に属しない区域と表記するという形になっていますけれども、今後、その別表第一で第何区に属しない区域と表記している区域についても、町字名などによって表記した上で、異動する区域をわかりやすく地図でお示しするということを考えさせていただきま

す。

○高市国務大臣 最後の部分は、次回はやつていただけるという意味だと理解してよろしいんですか。

○高市国務大臣 有権者の方々への周知啓発活動の中で、そのようにさせていただきます。

○後藤祐(祐)委員 これはそんなに難しいことじゃないですよ、大臣。簡素化といったって、条文をつくるときに市町村に確認すればいいだけの話なんですから。これは実際わからないですよ。

もう一つ言いますと、この別表表示の中で、公館だとか支所管内だとか何とかセンターとかと書いてあるんですが、自分の住所を知らない有権者の方は少ないと思いますけれども、自分の住所がどこ支所に入っているかとかセンターに入っているかということは、例えば高校三年生の方なんかは結構知らない方は多いと思うんですよ。そ

うすると、自分の住所が一体どこの選挙区かわからぬという方が発生している可能性はやはりあるんですね。

ぜひ、先ほどの〇〇区に含まれない区域というところを全部書き下すということと、今申し上げた住居表示、住所の表示でない支所管内とか公民館とかセンターといった記述はやめて、全ての住所を全ての選挙区について別表では書き記すということを、ちょっとと今は間に合わないかもしれませんのが、次回以降の改定においてはそれを御検討いただけないか。大臣、もう一度お願いできませんか。

○高市国務大臣 別表についての書きぶりという

よりは、むしろ、それに伴つて有権者の皆様に対する周知啓発として、より親切な広報を心がけてまいりたいと思つております。

例え、今でも投票券の中に、自分の選挙区、自分が有権者である選挙区の市町村名であつたり、そしてまた投票所であつたり、それを大変詳しく述べて、広報していただいている、そういう自治体もござりますので、そういった好事例を横展開しながら、「丁寧に有権者の方々に御理解いただくよう」に進めてまいりたいと思つております。

○後藤祐(祐)委員 政官要覧はそれじゃ変えられないんですよ。政官要覧はそのまま書いてありますから。やはりいろいろな媒体で、総務省のコメントのところでもそういうところでこういつたものというのは周知されているわけですから、ぜひ御検討いただきたいと思います。

私は選挙区に新しく加わった部分でもそうなんですが、それが丁目以下の番地のところで切れてしまうが、そこには丁目以下の番地のところで切るというのには極力避けたいので、何千何番地みたいな旧地番みたいなところはこれはしようがないと思いますけれども、せめて丁目表示になつてあるところについては投票区単位ではなくて丁目単位で検討するべきだと思いますが、いかがですか。

私は今回ある程度起きているのはやむを得ないと思うのですが、その中の割り方として、「何丁目」という単位ならともかく、「何丁目何番地」までというのがあつと並んでいるようなのが、私の選挙区もそうですし、「福岡二区とか」、これは一体どこのなんですかというようなものが発生しています。

これは従来からそうなんですが、投票区単位で選挙区割りを決めていたからそういうことが起きているわけですねけれども、自分の投票区なんて、そんなふだん意識していないと思うんですよ。投票区単位で選挙区の区割りの線を考えるというの選管の告示事項でございますので、ある意味は「これはどっちか」という役所の都合で、有権者からすると、何丁目という単位でやつていただいた方がわかりやすいと思うんですね。

実際私きょうの朝、地元で街頭活動をしてきたんですが、まさにその区割りが変わることになった駅でやつてきたんですけども、座間市相模が丘と相模原市南区の松が枝、相南四丁目の方は今度十六区になります、あと、相南一、二、三丁

目の方は番地によって選挙区が変わりますので、これを見て確認してくださいと言つしかないんですよ。

周知するという意味においても、これは非常に皆さんの中でもそういうところがあるんじやないかと思いますけれども、やはり、自治会ですかそういったことも含めると、住所のせめて丁目单位で、人口もわかつてゐるわけですから、今回はしようですが、次回以降の区割りをつくるときに、丁目以下の番地のところで切れてしまうが、そこには丁目以下の番地のところで切るというのには極力避けたいので、何千何番地みたいな旧地番みたいなところはこれはしようがないと思いますけれども、せめて丁目表示になつてあるところについては投票区単位ではなくて丁目単位で検討するべきだと思いますが、いかがですか。

○大槻政府参考人 今回の区割りの改定案の作成のところについて、若干説明させていただきます。分割市区におきましては、まず、選挙の管理、執行がきちんとできて、さらに有権者への影響が少なくなるよう、市町村が三以上の選挙区にまたがることを避けたというようなこと、それから、分割した場合、どこを入れていくかという中で、支所、出張所の状況や町内会などの地域的なつながり、これは公式に決めたものはございませんので、それらも、調査はしながらですけれども、住所とちょっと違つてくることはございません。

それらも調査して、さらに、投票区というのは選管の告示事項でございますので、ある意味きちっと定まっていて、選挙人名簿もその単位でありますので、管理執行上、あるいは、住民の方でもそういう方が便利だということもあるのかもしれませんけれども、そういう中で、一つの単位として、投票区単位というものは一つきつかけとしてやつて、単位としているものでございます。

また、このほかにも、先ほど申しました、町内会とかどちらの方がいいとかいうような話、あるいは地物としての道路の方がいいとか、そういうものを調査しまして、それぞれ区割りの分割のところがございますので、そこら辺はよく調査して区割りをしていったたといいます。

○後藤祐(祐)委員 全て住所でなきやいけないと言つもりもありませんし、あるいは、電車だとか線で切れているところを重視すべきだということではないと思いますよ。皆さん、いかがですか。

せめて丁目単位の方が、まだ原則としてはそつちの方が人のつながりもあると思いますし、何とつても周知するときわかりやすいというのは庄園ですか。

それで、ぜひ、次のときには、投票区割りを前提とせずに、周知のしやすさ、有権者にとってのわかりやすさ、そして地元での活動のつながりがあり、こういったものを考えた場合に、原則として住居表示、丁目単位ということを基本とするこれを改めて要望しておきたいと思います。統計として、市町村の中に線を引くといったことが多数発生しているわけでございますが、なぜこういったものがたくさん発生してしまったかということについての総括をしておくべきだと思います。

これについては、今回、〇増六減でありますけれども、東京は物すごく大変な区割りになつてしまつて、私のところも含めて線を引かれました。これは〇増六減だったからなのではないでしょうか。つまり、アダムズ方式で純粋に計算をして、二十七年人口、二十二年人口でもいいですが、やつた場合、七増十三減になつたわけです。七増十三減になつていれば、東京であれば三ふえたんですかね、神奈川は二ふえたんですね。それであれば、もうちょっと市区町村の中に線を引かない選挙区割りというのが実現可能性があつたと思う

です。つまり、今回の市区町村の中に線を引くということがありますけれども、これが起きてしまった原因をたどっていくと、アダムズ方式を純粹に適用せずに、七増十三減にせずに○増六減にしたことが原因だ、それだけだとは言いませんが、それが一つ大きな原因になっているのではないかと私は総括したいと思いますが、これについての大臣の御見解をいただきたいと思います。

○高市国務大臣 今回の区割り改定の根拠は、衆議院選挙制度改革関連法でございます。これは、〇増六減ということによるもので、昨年の通常国会において、各党各会派の御議論を経て、議員立法で成立したものでございます。ですから、政府としましては、この衆議院選挙制度改革関連法の規定によって衆議院選挙区画定審議会が取りまとめた改定案の勧告に基づいて、今回の区割り改定法案を提出いたしております。

市区の分割を伴う具体的な区割り作業ということは衆議院選挙区画定審議会において行うものでございきますので、私の方からそれについてお答えをすりうる大変難しいということは御理解をいただきたいと存じます。

○後藤祐委員 ちょっと残念でございますが、東京が〇増六減たら、それは大変ですよ。それが三つぐらいふえていれば随分違ったのは、それはもう常識的に考えて皆さん理解いただけると思うんですよ。

ですから、今後の改定においても、法律が変わらなければアダムズ方式に従ってやるんでしょうから、これは市区町村の中に線を引くことを最小限化するという意味においても大切なことなんだということは御理解いただきたいと思います。

それと、今回、平成三十二年の見込み人口で二倍を超えるところについても全て調整をしております。ですが、その結果、今回微修正で選挙区が変わり、今度、平成三十二年の国勢調査の結果、その二年後ぐらい、平成三十四年ぐらいに、アダ

ムズ方式で各県ごとの数が変わつて大幅にまた変わること、私のところなんか多分そうなるん

ですが、二回連続選挙区が変わるんですね、五年間で。

選挙区というのは、ある程度の安定性というのも必要なんじゃないでしょうか。

奈川十四区なんかは二・〇〇二倍で五、六百人はみ出ちゃうがために選挙区を変えるんです。その結果、二回連続変えることになるんですね。これ

は、有権者にとって、その〇〇二倍を直すべきだ

という方もいらっしゃるかも知れませんが、五年

で二回変わるものはどうなのという有権者の方

が私は多いと思うんです。実際、去年の法律で

も、見込み人口のところについては二倍以内にす

ることを基本とすると書いてあって、義務じゃな

いんですね。

今後の改定において、選挙区の安定性というものが、もちろん一票の格差が基本なんですが、それを純粋にやっていくと毎回ころころ変えなきゃいけないようなことにならないように、少しあはみ出しているようなところについては毎回変えるとい

うことがないような工夫をすべきだと考えます

が、大臣、いかがでしょうか。

○高市国務大臣 今回御審議いただいております法案につきましては、先ほど申し上げました衆議院選挙制度改革関連法に従つて私どもは提案をしているわけでございます。

今回の区割り改定において、平成三十二年見込み人口の格差が二倍未満であることを基本とする旨というのが規定されております。

衆議院選挙区画定審議会においては、今回の区割り改定の目的は、次回の見直しまでの五年間を通じて格差を二倍未満とすることであるという認識のもとに、平成三十二年見込み人口の格差について二倍未満であることとする区割り改定案の作成方針を決定、公表されました。この作成方針に基づいて、審議会においては、平成三十二年見込み人口においても選挙区間の人口格差が二倍未満

となるように区割り改定案を作成し勧告されたと承知をしております。

ですから、御指摘のように、平成三十二年見込み人口については、五年後に定数があふえるということ、奈川十四区は見直しをしないというふうにしております。

選挙区間の人口格差が二倍を超えてしまうという可能性もあるということ、

このような都道府県は見直しをしないというふうにし

た場合には、すぐこの選挙区間の人口格差が二

倍を超えてしまうという可能性もあるということ、

これから後、少しその選挙区の安定性という観点でございます。

○後藤祐委員 それはわかっているんですけど、時間が来たので、最後に一問。

地方議員選挙におけるピラについては、与野党の先生方の御努力の中、町村議を除いて可能に

しようという方向で今議論がまとまりつつあると

いうふうに伺っておりますが、これは大変すばらしいことだと思います。

これを認めることについての大臣の御見解と、

そのまとまった後の話ですが、その先の将来にお

いて町村議についてもこういったものを認めてい

くということも含めて、また、これは公費負担に

するかどうかという議論ももちろんあるんですけども、このあたりについての大臣の御見解を最

後に伺つて、終わりにしたいと思います。

○高市国務大臣 まず、公費負担についてお話を

ありました。新公営制度におきましては、供託金没収

者については公費負担の対象から除外するという仕組みがとられています。

町村議会の議員の選挙運動用ピラを解禁する

いうふうにした場合に、その作成費などについて

任意的選挙公営制度の対象とするかどうかという

ことについては、町村議会の議員の選挙について

は供託金制度が導入されていませんので、他の新

公営制度との関係をどう考えるかというのを検討すべきであると思います。

供託金制度の導入ですとか任意的選挙公営制度の対象とするかどうかということについては、こ

いますので、各党各会派で御議論をいただくべき事柄と考えております。今、国会において各党各会派で大変御努力をいただいているということ、敬意を表しております。

○後藤祐委員 終わります。ありがとうございました。

○竹本委員長 次に、階猛君。

○階委員 民進党の階猛です。

本日は、質問の機会をいただきまして、ありが

とうございました。

先ほど藤原議員も、同じ岩手の出身ということで岩手二区の選挙区、ちょっと広過ぎやしない

かという問題意識で質問されました。

私も、冒頭で、ます岩手県の新たな区割りがこ

のよう前に決まつた理由をお尋ねしたいと思つてい

るんです。

お手元の資料一枚目をごらんになつていただきたいんですが、広いと言われる岩手二区、本州で一番広いんですが、面積でいうと、都道府県で

いますと、青森県とほぼ同じです。一口で青森県と同じと言いますけれども、青森県自体、四十七

都道府県のうち八番目の広さです。すなわち、ほ

とんどの府県、これは青森よりも狭く、そして岩

手二区よりも狭い、こうしたことになるわけ

です。つまり、岩手二区の候補者は、参議院選挙の候補者と同じくらいの活動範囲で選挙運動をしなくてはいけないということになります。

余りに広過ぎるんだけれども、なぜそうなつたのかということがあります。藤原さんもさつき質問

していました。その答弁、ちょっと私は納得しかねるものがありました。二つぐらい理由があつた

と思います。

一つは、復興を進める上で沿岸は全部一体とし

た方がいいということでしたけれども、新聞等で

取り上げられていましたけれども、地元の陸前

高田の戸羽市長さんなどは、かえって、議員が少

なくなることによつて復興がおくれるのではないか

かということを危惧されていました。

また、もう一つの理由として、沿岸は一体と

し、内陸は新幹線でつながっているから一体としていいんだという話をしていましたけれども、沿岸が一体となる理由、内陸が一体となる理由については説明がありましたけれども、なぜ内陸部と沿岸部、全部ひつくるめて一体となるのか、このことについて合理的な説明はなかつたと思います。

ちなみに、今回、岩手二区内に編入されることになりました旧岩手三区の代議士で、私の仲間である黄川田先生という方がいらっしゃいます。黄川田先生の事務所は陸前高田市、岩手県の沿岸の一一番南にあるわけです。仮に、二戸市に住む有権者の方々、二戸市というのは内陸の一番北です、ここは新幹線の駅もあるところです、ここから陸前高田市まで行こうとすると、車や公共交通機関を使つても、優に三時間は超えるということになります。二戸市から新幹線で東京まで行くよりも時間がかかる。ですから、二戸市的人は、お金があるなら新幹線を使って議員会館に来た方が黄川田先生に早く会える、こういう状況になるわけです。

こういったことも踏まえると、やはり今回の区割りといふのは余りに広過ぎるのではないか。有権者にとっても候補者にとっても酷なのでないかと思うんですが、まず、区割りがこのようになつた理由について、先ほどの説明は納得できなかつたので、もうちょっと合理的で説得的な説明を参考人からお願いします。

○大泉政府参考人 衆議院選挙区画定審議会におきましては、区割りの改定案を作成するに当たりまして、昨年十一月に区割りの改定案の作成方針というものを決定、公表しまして、その作成方針の(2)というところでございますが、定数減少県の改定案の作成の作業手順というものを定めました。これでは、「当該県の区域内にある選挙区のうち、その人口が最も少ないものを手がかりとし、区割り基準に適合するように改定案を作成するものとする。」と決めております。

これを岩手県に当てはめた場合、人口最少であ

る三区が手がかりとなりまして、これを分割して離接の選挙区につけるのか、あるいは、三区と隣接の選挙区を合わせる形でさらに全体を異動していくのかというような検討になつてまいります。これは原則でございます。ただ、そういう検討の中で、人口最少の三区につきましては、分割してふうに画定審では決めたということでございました。

その過程においては、例えば、県の広域振興圏などの単位としてはどうか、あるいは、一部の市町村を現行の一区に編入することによって、そうしますと二区の広さも変わるものでございます。

ただ、一緒に一区につける団体、東側ですと飛び地になるのでほとんどつけられないというよう

なことなどから、盛岡市周辺の幾つかの団体につ

いて、これを一区にできないかというような検討を行いましたけれども、これは人口のバランスな

どから申しましてなかなか難しい。それよりは、現行の一区につきましては、盛岡市の合併による

分割を解消することとしまして、あとは、地勢、

この点については、繰り返しになりますが、定

数が一減となることを踏まえまして、当該地域が

考慮すれば沿岸部が一体にまとまつた方が合理的

であるというふうに考えられたこと、また、内陸

東日本大震災の被災地であることや、経済圏等を

過去、物すごく昔の議事録でございますが、自

然党が野党だったころですか、石井自治大臣のと

ころに同じ党に所属する議員の方が、ちょうどそ

のころも選挙区が、区割りが変わったというよ

うな議事録を見た記憶がございましたので、私

自身も、例えば国会議員の方々からそういう相談

の申し込みがあつたような場合には絶対に受けな

い、会わないし話も聞かないということを徹底し

てまいりました。

一切政治家の恣意的なものが入り込む余地のな

い中で、選挙区画定審議会の方々が、会長の談話

にもありますように、難しい要請の中で最善のも

のと思われるものを提案したということでござい

ますので、内閣としてはこれを尊重せざるを得ないものだと考えております。

○階委員 大臣が党派性は考えずにやつたという点は了としますけれども、ただ、その形が余りにも異常な形で、面積的にも広過ぎる。これでは、なかなか有権者にとっては候補者とのアクセスもままならないということになると思います。

ちなみに、資料の三ページ目、四ページ目、新中で、人口最少の三区につきましては、分割して隣接の選挙区につけていくのが適当であるというふうに画定審では決めたということでございました。

その過程においては、例えば、県の広域振興圏などの単位としてはどうか、あるいは、一部の市町村を現行の一区に編入することによって、そうしますと二区の広さも変わるものでございます。

ただ、一緒に一区につける団体、東側ですと飛び地になるのでほとんどつけられないというようなことなどから、盛岡市周辺の幾つかの団体について、これを一区にできないかというような検討を行いましたけれども、これは人口のバランスなどから申しましてなかなか難しい。それよりは、現行の一区につきましては、盛岡市の合併による分割を解消することとしまして、あとは、地勢、この点については、繰り返しになりますが、定数が一減となることを踏まえまして、当該地域が考慮すれば沿岸部が一体にまとまつた方が合理的であるというふうに考えられたこと、また、内陸東日本大震災の被災地であることや、経済圏等を踏まえて、広大な選挙区を設けることもやむを得ないと判断されたと考えております。

○高市国務大臣 今、ゲリマンダーの話をされましたが、今回、選挙区画定審議会によつたけれども、今回、選挙区画定審議会によつて、投票価値の平等の要請を達成するということを行いましたけれども、これは人口のバランスな結果、今回のように広い二区というふうになつているところでございます。

○高市国務大臣 今、ゲリマンダーの話をされましたが、今回、選挙区画定審議会によつたけれども、今回、選挙区画定審議会によつて、投票価値の平等の要請を達成するということを行いましたけれども、これは人口のバランスな結果、今回のように広い二区というふうになつているところでございます。

○原田副大臣 お答えを申し上げます。

衆議院小選挙区選出の議員の選挙においては、公職の候補者などが設置できる選挙運動用事務所の数は各選挙区につきまして原則一ヵ所とされておるところでございますが、一定以上の面積などの要件を満たす選挙区については設置できる選挙事務所の数をふやすことができるごとにされておりまして、また、こうした要件を満たす選挙区につきましては選挙運動費用の上限が増額されることとされています。

○階委員 増額といつても、済みません、どれぐらいいの割合というか、率で増額されるんでしょうか。細かいことなので政府参考人でも結構です。

○階委員 先ほどの答弁の繰り返しで、全く得られないものはないんですけども。

ちょっと選挙区の形状を見ていただきたいんですけども、よく、党派的に有利になるような選挙区のことをゲリマンダーと呼びますよ

○階委員 大臣が党派性は考えずにやつたという点は了としますけれども、ただ、その形が余りにも異常な形で、面積的にも広過ぎる。これでは、なかなか有権者にとっては候補者とのアクセスもままならないということになると思います。

ちなみに、資料の三ページ目、四ページ目、新中で、人口最少の三区につきましては、分割して隣接の選挙区につけていくのが適当であるというふうに画定審では決めたということでございました。

その過程においては、例えば、県の広域振興圏などの単位としてはどうか、あるいは、一部の市町村を現行の一区に編入することによって、そうしますと二区の広さも変わるものでございます。

ただ、一緒に一区につける団体、東側ですと飛び地になるのでほとんどつけられないというようなことなどから、盛岡市周辺の幾つかの団体について、これを一区にできないかというような検討を行いましたけれども、これは人口のバランスな結果、今回のように広い二区というふうになつているところでございます。

○高市国務大臣 今、ゲリマンダーの話をされましたが、今回、選挙区画定審議会によつたけれども、今回、選挙区画定審議会によつて、投票価値の平等の要請を達成するということを行いましたけれども、これは人口のバランスな結果、今回のように広い二区というふうになつているところでございます。

○高市国務大臣 今、ゲリマンダーの話をされましたが、今回、選挙区画定審議会によつたけれども、今回、選挙区画定審議会によつて、投票価値の平等の要請を達成するということを行いましたけれども、これは人口のバランスな結果、今回のように広い二区というふうになつているところでございます。

○原田副大臣 お答えを申し上げます。

衆議院小選挙区選出の議員の選挙においては、公職の候補者などが設置できる選挙運動用事務所の数は各選挙区につきまして原則一ヵ所とされておるところでございますが、一定以上の面積などの要件を満たす選挙区については設置できる選挙事務所の数をふやすことができるごとにされておりまして、また、こうした要件を満たす選挙区につきましては選挙運動費用の上限が増額されることとされています。

○階委員 増額といつても、済みません、どれぐらいいの割合というか、率で増額されるんでしょうか。細かいことなので政府参考人でも結構です。

○大泉政府参考人 公職選挙法施行令の別表第五

「いろいろところに書いてございまして、これは改定前の岩手第二区についてもそうなのでござりますけれども、法定選挙運動費用は二千百三十万円というふうになつております。」

れくらしあるのかといふことです。とれくらしつ
ラスされているのかといふのを知りたいんです。
○大泉政府参考人 先ほどはちょっと失礼しまし
た。

法定選挙費用の固定額でございまして、通常の選挙区でござりますと千九百十万元であるところが、岩手二区などにつきましては一千百三十万元にふえて、このほか人數割額というものが加えられるというふうになつております。

廣い選挙区では、制度的な配慮があるといって
も、やはり人脈や資力が乏しい候補者、あるいは
知名度の乏しい新人、こういった方にとっては大
変厳しいと思います。

最高裁判所 時令四十二年十二月四日の半沢の申立てで、「公職選挙における立候補の自由は、憲法第一条一項の趣旨に照らし、基本的個人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利である」というふうに判示しております。

立候補の自由ないし権利を実質的に保障するという観点から、選挙区割りにおいては面積をもつと重視するべきではないかと思いますが、政府の見解をお尋ねします。

○原田副大臣 お答えをいたします。

今回の区割り改定の根拠となつた衆議院選挙制

度改革関連法におきましては、各選挙区の人口に
関して、次回の見直しまでの五年間を通じて人口
格差が二倍未満となるよう、平成二十七年国勢調
査による日本国民の人口に加え、平成三十二年見
込み人口においても格差を二倍未満とすることが
求められていたと承知をいたしております。

衆議院選挙区画定審議会においては、それぞれの都道府県における状況を踏まえ、投票価値の平等の要請を達成するため、広大な選挙区を設けるとともにやむを得ないと判断されたものと考えております。

なまく公職選考法上、選考に尊重においては選考等の実務所の数については、選挙区の面積が一定程度大きい場合には、先ほども申し上げましたように、特例を設けることといたしております。

○ 選挙区が余りに広過ぎるのは、資金のない人、知名度のない人にとって実質的にその権利を制限するものであり、問題ではないかということを申し上げました。

うのは当然ながら困難でありますし、有権者の側もその事務所に行くのは困難になります。先ほど黄川田さんの例も挙げさせていただきましたけれども。

の平等たてばなくして候者にはクセ不する機会の平等も考慮して選挙区というのは決めなくてはいけないのではないかと思っております。そういう観点からも、選挙区割りにおいて面積をもつと重視するべきではないかというふうに考えますが、総務大臣に御見解をお尋ねします。

○高市国務大臣 今回の法律案を提出させていただいているその経緯については、先ほど原田副大臣から答弁がありましたので、その部分は省略をさせていただきますが、御承知のような経緯で提案しているものでございます。

選挙区の面積が広いという場合の立候補者の御苦労ですか、また有権者の方がなかなか候補者に会えないといった点については理解はできますけれども、今回は、一票の格差を是正するということ、つまり投票の価値の平等の要請を達成するために、広大な選挙区を設けることもやむを得ない

りますけれども、これは昨年改正された法律の抜粋です。

隣して得が数が二二」などなどいふことはあるとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。」といふことなんですが、二以上とならないということが明確に定められている。だから、ここで投票権値の平等というのが厳格に追求されるようなたであります。つまり、文三前までは、二つとも

私は、今の法律のたてつけで本当に地方は成り立つのだろうかという問題意識を持つております。これが「二以上」とならないようにすることを基本とし、「」ということで、多少のゆとりといふかアローランスがあつたわけです。

と申しますのも、絶滅危惧種で、三種類でござります。その中に、「民主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成」というふうに掲げられております。
ところが、今の状況を言いますと、残念ながら、自然減、社会減で地方の人口減少がどんどん進んで、都市部との格差が広がっています。都市部と地方部で一票の格差が拡大していく状況に蘭どめがかかるない、今後ますます加速していくような状況であります。

今の法律のたてつけでは、地方の議席は、一票

の格差是正のためにどんどん減らざるを得ない。議席が減るとともに、一選挙区当たりの面積はどんどん拡大していくから得ない。

こういったことになりますと、先ほど来申し上げているとおり、地方に住む有権者が議員にあるいは候補者にアクセスすることは困難となつて、

その声が伝えにくくなります。声が板に届いたとしても、議席分配が地方では少なくなってしまふために、多数決原理の国会審議のもとではなかなか国政にその声が反映されにくい。こういうダブルでの地方の声が反映されにくい状況がどんどん

強まることでくると思ひます。

聞されはくしのをシルバー民主主義と申しますが、言いますけれども、シルバー民主主義と同時に、これららの国政は、都市部の声が地方の声を凌駕するシテイー民主主義、こういう状況も危惧せざるを得なくなるのではないか、こういう問題意識を持つっています。

主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成
こういったことも改めて踏まえていただいて、現在の法律の規定を金科玉条、未来永劫このとおりと
とするのではなくて、小選挙区の面積の格差が過度に広がらないよう規定ぶりの見直しについても、総務大臣としてこれから検討していくべきである。

式見聞の件
す。
○高市国務大臣 そもそも、今般の見直し案の根柢に示されましたのは、累次の最高裁判決ですとお申され、衆議院選挙制度に関する調査会の答申を踏まえて、昨年議員立法で成立した衆議院選挙制度改定法によつて、選挙区間の格差を厳格に二倍改善を満足とするよう改正がされたということをごぞざいま
投票価値の平等の観点を考えますと、一票の格差に優先して面積の要素といふものを考慮に入れないと、い

るということは、これまでの最高裁の判決などに照らすとなかなか困難ではないかなと考えております。

<p>しでも都市部から地方への人の流れをつくつてい く、その取り組みを先生方の御指導も得ながら しっかりと進めていくことでございます。</p> <p>憲法上、国民の皆様には自分が住む場所を決め る権利がござりますので、無理やり移動していた だくことはできませんけれども、地域の魅力を高 めるためにしっかりと取り組みをしてまいりたい と存じます。</p> <p>○階委員 最高裁の判決を引き合いに出されま したが、最近の、平成二十七年十一月二十五日の大 法廷判決、あるいは二十五年十一月二十日の最高 裁の大法廷判決の中では、こういうくだりがある んですね。「具体的な選挙区を定めるに当たって は、都道府県を細分化した市町村その他の行政区 画などを基本的な単位として、地域の面積、人口 密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸 要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意的確 な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確 保するという要請との調和を図ることが求められ ている」という中身が書かれております。</p> <p>つまり、投票価値の平等というものは絶対的な基 準じやない、面積なども考慮して決めなさいとい うのが最高裁の考え方であります。最高裁の判 決が出ているから投票価値の平等は絶対なんだと いうのは私は間違っていると思います。もしコメント があればお伺いします。</p> <p>○高市国務大臣 参考意見に記されているところ だと思います。</p> <p>ただ、この最高裁判決は一票の格差訴訟に係る ものでございまして、違憲状態だという判断がさ れておりますので、その状態を一刻も早く解消す ためにというところがスタートになつて、昨年 の議員立法があり、そして区割り画定審議会の御 審議があり、そして本件の提出、御審議をいただ くということになつたわけでござります。</p> <p>○竹本委員長 質疑時間が終わっていますので、 ○階委員 参考意見ではないと思いますよ。撤回 した方がいいと思いますが。</p> <p>○高市国務大臣 失礼しました。多数意見でござ いました。</p>
<p>○竹本委員長 午後一時から委員会を開きます。 午前十一時五十二分休憩</p>
<p>○竹本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。 質疑を続行いたします。升田世喜男君。</p> <p>○升田委員 民進党の升田世喜男でございます。 質疑の機会を与えていただきたことにまずもつて感謝申し上げたい、こう思います。</p> <p>これまで既に六名の委員が質問しておりますので、私の二十五分の中で多少重複する質疑もあります。 うかと思いますが、御理解を賜りたい、こう思います。</p> <p>僕は、本州は日本海の最北端、旧小泊村という人口約三千人の小さな漁村に生まれました。そこで小泊村会議員を三期経験させていただいて、北津軽郡という選挙区エリアで二回県会議員を経験させていただきました。その後、国政に挑戦し、しばらく時間がかかったんですが、今、国会議員をさせていただいているので、そういう歩みをした一人でありますので、地方の目線からの質疑になることに御理解を賜りたい、こう思います。</p>
<p>○高市国務大臣 参考意見に記されているところ だと思います。</p> <p>ただ、この最高裁判決は一票の格差訴訟に係るものでございまして、違憲状態だという判断がされておりますので、その状態を一刻も早く解消するためには、とにかく区割り画定審議会の御審議があり、そして本件の提出、御審議をいただくことになります。</p> <p>○竹本委員長 質疑時間が終わっていますので、 ○階委員 参考意見ではないと思いますよ。撤回 した方がいいと思いますが。</p> <p>○高市国務大臣 失礼しました。多数意見でござ いました。</p> <p>○竹本委員長 午後一時から委員会を開きます。 午前十一時五十二分休憩</p>
<p>○竹本委員 多数意見ですので、ぜひ面積ということも考えて今後の区割りというものを議論していただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>○竹本委員長 午後一時から委員会を開きます。 午前十一時五十二分休憩</p> <p>○大泉政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>今回の区割り改定におきまして、選挙区定数が減少し、選挙区番号が変更となる団体、また新たに分割や分割の区域の変更となる団体がございますので、有権者の方々に混乱が生じないように、それぞれ見直し内容を丁寧に周知してまいりたいと考えております。</p> <p>また、比例代表選挙区につきましても、定数が減少となる選挙区ございます。ここに有権者の方々に対しまして、改正内容について周知を行うことも必要と考えております。</p> <p>そのため、区割りの改定法案が成立した暁には、直ちに、小選挙区とそれから比例代表をあわせて、総務省ホームページや総務省の広報誌などを活用したきめ細やかな広報活動を行って、周知徹底に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、区割りの方でございますが、関係都道府県、市町村の選挙管理委員会に新しい区割りの地図やデータやポスターなどを提供しまして、地元自治体の協力を得て、市民便りなどの広報誌への掲載や公共施設への掲示などを通して効果的に周知をしてまいりたいと考えております。</p> <p>○升田委員 さて、今回の区割りの法案の改定の根拠が、青森県は四から三になるわけであります。有権者に混乱が生じること等のないよう、区割りの見直しにつきまして十分周知徹底を図つてまいりたいと考えております。</p> <p>○升田委員 さて、今回の区割りの法案の改定が、人口の配分でこのような結果になるということがあります。これまでの各委員が述べていたように、特に先ほど階委員の質疑を私は拝見させていたので、自分のところも端から端まで六時間になったものですから相当広くなつたなと思ったら、階委員のところは青森県全部が大体選挙区になつたということになります。</p> <p>そこで、一般有権者が思うのは、この方法でいきますと、地方がどんどん減つて、そして都会がどんどんふえていく。では、民意の反映というの青森県は四から三に変わります。僕も中身でいくと非常に厳しい状況になるんですが、これはいた</p>

懸念していることでありまして、都会はふえて地方が減る、バランスがどんどん崩れていく、このことに対するどのような見解をお持ちですか。

○富樫大臣政務官 お答えいたします。

地方の小選挙区の定数が削減されることを懸念する意見があることについては、承知をしており

ます。

しかしながら、昨年五月に成立した衆議院選挙制度改選関連法においては、衆議院議員の○増六減の定数削減や一票の格差の是正が規定されており、政府としては、この法律に基づき、衆議院議員選挙区画定審議会の作成した勧告に基づいて今回の方案を提出しているところであります。

○升田委員 人口を判断の物差しにしているという根拠は何なんでしょうか。

○大泉政府参考人 これまで、累次の最高裁判決などで、人口による格差が二倍になるといけないというような判決が出ておりますので、その司法の判断、あるいは、昨年通りました衆議院選挙制度改選法につきましても二倍以上にならないというような条文が盛り込まれましたところから、そのように人口格差を重視しているというところでございます。

○升田委員 この機会にお伺いしたいんですけども、世界の各国の議席配分の仕方というのはどんな物差しなんでしょうか。この辺、お知らせしていただければ。

○大泉政府参考人 国会図書館の情報でございますけれども、アメリカは、下院でございますが、人口に基づきまして各州の定数配分をしておりま

して、原則として、各州議会が行うというふうになつてござります。最大格差は約一・八八倍ということなっています。

ドイツの場合は、選挙区画委員会というものが区割りを行つておりますが、最大格差は約一・四七倍ということになつております。

ドイツの場合は、選挙区画委員会というものが区割りを行つております。

それから、イギリスについては、これは二〇一八年十月の見直しの勧告を受けているというような状況でございますが、例外を除き一・一倍以下というふうな最大格差を目指しておりますが、まだ施行は、そのとおりにはなつていないというようなことを承知しております。

○升田委員 これは、世界もやはり人口が基準なんですね。調べてみます。

ただ、今アメリカのお話がありましたけれども、アメリカでは、マイノリティですか、少数民族の意見も聞くよにということで、いささか工夫の流れがあるや聞いておりました。

そこで、次の質疑なんですけれども、これは今まで冒頭申し上げさせていただきましたけれども、この方向でいきますと地域のバランスがなくなる、何とか工夫してもらいたいなという気持ちなんですか。

やはり民意の反映というのは、多様な課題を背負って、地域の課題や特性を背負って国会で発言、行動するのがあるべき姿だと私は思うんです。しかし、人口のみにいつたら、僕自身が今述べたことは極端な例でありますけれども、食料は、議論にならないわエネルギーは議論にならない、国防の議論にならない、これで国政を語られたら、私はこれはアンバランスになると思いますよ。

ですから、やはり工夫する必要があるんだ、僕はこう思つんですが、大臣、いかがですか。御感想を。

○高市国務大臣 選挙制度のあり方につきましては、国会における審議ですとか各党各会派における議論の積み重ねの中で、現在の制度になつてゐると思つております。

地域のバランスとともに、今先生おっしゃいましたように三棟ありました、そこで人口三十万人のエリアに三棟あります、そこには、例えは一棟十万人のマンションがそこになりますと、例えは一棟十万人のマンションがそこになりますと、理屈でいくと、こうなります。

そうしますと、そこに食料の議論が生まれますか、エネルギーの議論が生まれますか、そして

今、北朝鮮の事案に懸念があるよう、国防の議論が生まれますかということになります。

僕は青森県選挙区です。青森は、食料自給率、カロリーバースでありますけれども、一八八バーセントだと思います。

前後だと思います。そして、エネルギーは、国策

年ごと格差の見直しをやつてあるということござります。最大格差は約一・八八倍ということとなつております。

ドイツの場合は、選挙区画委員会というものが区割りを行つております。

ここにいらっしゃる全ての国会議員の先生方

では一方で、極端に言つたら、四十万人のマンション一つ建つたら、そこで一人の国会議員。では、そこでは地域課題が一体何なんでしょうか。

エレベーターがもうちょっと大きければいいねとなるんじゃないとか、あるいはエレベーターはやはり最上階まで行くまであと十秒ぐらい早く着いていいなとか、あるいはエレベーターはやはり外の景色が見える方がいいねとか、こういうことになるんでしょうか。

やはり民意の反映というのは、多様な課題を背負つて、地域の課題や特性を背負つて国会で発言、行動するのがあるべき姿だと私は思うんです。しかし、人口のみにいつたら、僕自身が今述べたことは極端な例でありますけれども、食料は、議論にならないわエネルギーは議論にならない、国防の議論にならない、これで国政を語られたら、私はこれはアンバランスになると思いますよ。

所得も、これを比較しますと、青森県は二百三十五、六万というデータが出ていまして、東京は四百八十万あるいは五百万という平均所得のデータなんですね。ダブルスコアがついているんですね、所得で。

所得で高いところの地域にまた国会議員がふえていく、そして、東京の所得を基準にしたら、半分に満たないところの地域の国会議員がまた減つていく、本当にこれでいいのかな、こう思えてなりません。

これは、地方に住む人は皆共通の懸念している事項だと思います。重ねて、工夫の余地がないかどうかを考えたいだいたいなということを申し上げさせていただきたい、こう思います。

あと七分ほどお時間がございまして、この機会に、直接法案とはかわりがないと思うんです

いかどうか考えていただきたいなということを申し上げさせていただきたい、こう思います。

あとは、直接法案とはかわりがないと思うんです

が、せつかくの機会でありますから、大臣並びに政務官とも政治談義ができるべきだと思います。それは、解散権なんですね。

この解散権が、僕がふだん思うに、内閣総理大臣の御判断で解散できるよう日本はなつております。いろいろ理由づけがあるんでしようが、日本

憲法の七条ですか。憲法学者からいつたら、七条での解散にはいささか無理があるなという御指摘もあるわけでありますけれども、現実にそれで解散できているのが事実であります。

そこで、お答えできるかどうかはわかりません

が、日本のような解散ができる国というのは世界の中ではかにどの国があるんでしょうか。
○大泉政府参考人 濟みません。事前の通告がございませんでしたこともありまして、お答えすることはできません。

済みません。

○升田委員 私も詳細に勉強しているわけではな

いけれども、かなり勉強しました。

カナダですね、自分の調べた範囲の中では、ついこの間まではイギリスがあった。しかし、今、先進国の中ではカナダしかありません。ドイツ等々は、あるいはフランスは、解散はできます

が、相当ハードルを高く設けております。カナダはほぼ日本と同じぐらいなんですね、解散できるハードルの低さは。

ここで議論するのもなんでしょうけれども、これは考え方のいいと思うんですよ、ここは大臣、大臣は安倍内閣の閣僚の一員でありますから、どこかでこういう話題が出たということを述べていただければありがたいと思うんですよ。

日本というのは、いつ解散するんだ、秋か、一月か、暮れか、いや来年かというのを何か当たり前のように言いますけれども、これは国政だから何となく違和感ありませんが、皆さん、僕が仮に町長だとします。町内会の会長が何か今度町長選に出るという話が聞こえた、まずは親戚が集まつたみたいだ、こういう話を聞いて、おお、そいか、では、総務課長を呼べよ、来月町長選をやるわ、理由はつけられるから。これを行つたら、何期も町長れますよ。知事でも。

国政は何となく受け入れていますけれども、解散権を使用するというのは、私は、議会制民主主義が育つていかない原因の一つになりやしないかと思って、ふだんから懸念しているんです。国會議員もやはり気になりますから、いつ解散かと。そうしますと、政策強化や民意を深く深く受け止めようとするよりも、どうしても心半分あるいは以上が、選舉のことが頭になつていく。

ですから、ここはじっくり、今こういうふうに経済の問題もあるいは安全保障の問題もいろいろ複雑化している中で、解散というのは世界の標準に合わせていくというような考えがあつても私はいいのではないかと思うんです。町長や知事がそのようなことができるとなつたら、これは相当地おかしくなる。国はやれるけれども、地方はほとんど不信任案が通らないとこれは解散できないわけでありますから。

大臣、今僕が述べたことに対しても、何か御感想はありませんか。

○高市国務大臣 罷法第六十九条で、内閣が不信

任ということになりましたら、解散しない限り総辞職ということになります。そういう事態が生じることによる解散もあると思いますし、先ほど升田委員がおっしゃついた七条解散、これは内閣の助言と承認によつての天皇の国事行為ということになりますけれども、それらの規定がございます。

また、衆議院、参議院、二院がございまして、参議院は六年間しつかり任期をお務めになつて、國政の中長期的な課題も御議論いただいていることだと承知をいたしております。

今、この委員の御質問にお答えするのはなかなか難しゅうございますが、憲法の改正の発議権といふものは国会にございますので、また各党各会派でござります。

また、衆議院、参議院、二院がございまして、落合貴之君。

○落合委員 民進党の落合貴之でございます。

本日は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案についてということで、質問をさせていただきます。

今回の衆議院小選挙区の区割りの改定の後に、五年後ぐらいに改定が予定をされていて、その後は十年ごとに見直していくましようということがあります。

今回の改定、また今後の区割りについて、注意していかなければならぬ点、これは多々あると思ひます。特に、細かい部分で注意しなければならない点があると思いますので、きょうはそれに

ついて取り上げさせていただければと思ひます。

先ほど、升田委員、青森ということことで、私自身は東京ですので、主に東京の選挙区を例に出して質問をさせていただければと思ひます。

まず、平成十四年の法案の附帯の件から入らせ

ていたけれども、平成十四年の公職選挙法の一部を改正する法律案に対しても附帯決議がついております。その附帯決議の後半に、

「審議会が小選挙区の区割りの改定方針及び改定案の調査審議を行うに当たっては、都道府県知事

や市町村長から意見を聽くことなどにより、地域の実情を反映した勧告となるよう努めること」とあります。

あと、最後に、今の区割り法案を決めた物差しが続けられますと、いわゆる地域バランスが崩れるということは重ねて申し上げさせていただきました。

○原田副大臣 お答えを申し上げます。

第三者機関である衆議院選挙区画定審議会における知事意見の採否の詳細については承知をしておりません。

審議過程の詳細につきましては、差し支えなければ、事務局である選挙部長からお答えを申し上げたいと思います。

○竹本委員長 次に、落合貴之君。

○落合委員 民進党の落合貴之でございます。

本日は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案についてということで、質問をさせていただきます。

今回の衆議院小選挙区の区割りの改定の後に、五年後ぐらいに改定が予定をされていて、その後は十年ごとに見直していくましようということがあります。

今回、改定が予定をされていて、その後は十年ごとに見直していくましようということがあります。

改定が予定をされていて、その後は十年ごとに見直していくましようということがあります。

これは、実際に自治体の長の意見が区割りに反映されたという事例はあるんでしょうか。

○原田副大臣 お答えを申し上げます。

第三者機関である衆議院選挙区画定審議会における区割り改定案の審議につきましては、私自身関与しておりませんで、具体的な区割り案作成においては、審議過程の詳細につきましては、差し支えなければ、事務局である選挙部長からお答えを申し上げたいと思います。

審議過程の詳細につきましては、差し支えなければ、事務局である選挙部長からお答えを申し上げたいと思います。

ということですが、これは、このまま細かく分けていたら、また二十三区などが細分化されにく可能性があるわけでございます。これは、一つ考慮をしなくてはならない大きな問題だと思います。

先ほど港区で町会さえも半分に分かれちゃったところがあるというふうな話がありましたが、先ほど私も挙げた杉並区では、今回初めて杉並区が分割されるわけですけれども、方南一丁目と二丁目といふほんの一部の地域だけが隣の渋谷区にくつつくということになります。これは、方南一丁目、二丁目だけが生活圏が独立しているわけではなくて、駅も近くにあって、その駅の周辺が半分に分かれてしまふわけですから、生活圏が一緒なのに、選挙区が細切れになつていく例がどんどんふえていつてしまふ。このことについては、問題であることしつかりと認識はされていらっしゃいますでしょうか。

○原田副大臣 お答え申し上げます。

衆議院議員選挙区画定審議会における区割り改定案の審議には私は関与しておりませんので、詳細についてはわかりませんが、衆議院選挙制度改革関連法の規定に基づき、選挙区間の一票の格差を是正するため、必要となる改定を行つたものと考えております。

審議会においては、市区町村を分割する際、市区町村において円滑に選挙の管理、執行ができる、また、有権者への影響が少なくなるよう適切な隣接選挙区を選択した上で、原則として投票区を手がかりとして、支所、出張所の状況、町内会などを考慮の地域の実情を考慮しつつ、必要最小限の範囲となるよう案を作成されたものと承知をいたしております。

○落合委員 実際には第三者的な立場である審議会が策定するわけですので、一つ一つ、これがあだこうだということは我々が言う立場でもないすけれども、ただ、実際に選挙をやる立場、それから有権者に接する立場からすると、いろいろ

な、細かい部分で問題があるということはやはり言つていかなければならぬ。これから委員に選ばれる人たち、それから審議会のメンバーの人た

にも知つてもらわなければならない大きな問題だと思います。

今まで応援していた人に投票できなくなるとい

うことは、今まで若年層の政治参加が低下している、投票率が低下しているというのもありますけれども、新たに今度は、今まで投票していた人にできないから投票に行く気がしないという高齢者も出てきてしまふかもしれない問題が生じると思います。こういった点で、選挙区がころころ変わつてしまふ、それから、一部が切り取られるということは重要なポイントだと思います。

○原田副大臣 お答え申し上げます。

審議会におきましては、今回、格差が二倍以上となつてゐる選挙区については、平成二十七年日本国民の人口だけではなくて、平成三十二年の見込み人口においても格差を二倍未満することとなつております。このため、東京都など都市部においては、格差二倍以上または二倍近くである選挙区が林立し、市区町村単位で異動する方法を取り得ず、市区を分割する以外に改定方法がない場合が数多くあります。そのため、改定性を大きく損なわないよう努めたものであると承知をいたしております。

○落合委員 憲法上も一票の格差は重要ですの

望をしていただければと思います。

例えば東京の二十三区ですと、東京七区が、今まで渋谷区と中野区だったわけですから、一部、品川区の一部と渋谷区が一緒になるというような選挙区になります。今まで渋谷区と中野区と目黒区と品川区の一部と渋谷区の代表を選ぼうということになるわけだと思います。これ

も、やはりどこの代表なのかわかりづらいという一つの問題があると思います。

それから、区割りの仕方についてさらに指摘をさせていただきたいと思うんですが、先ほど我が党の後藤委員からも、変なところでどういうか、番地の途中で区切れているような、そういう地区が、後藤委員の選挙区にもありますし、それから二十三区にもあるし、あと福岡県の南区にもありますというような話がありました。

私の選挙区の世田谷も、前回の緊急是正法のときについたことがありました。前回の区割りの改定で、世田谷区の世田谷区池尻まちづくりセンター管内というところが私の東京六区から五区に移つたわけですから、名前が世田谷区池尻まちづくりセンターにもかかわらず、池尻四丁目の三十三番から三十九番というほんの狭いところが、池尻まちづくりセンターに入つていなくて、違う地名のまちづくりセンターに入つてしまつた。

したがつて、池尻は違う選挙区になりましたと

いうことが告知されていたにもかかわらず、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九番地の人たちだけが実は選挙区が変わらなかつたということが起きました。

さつき、大臣も副大臣も政務官も選挙部長も

よく見ないとわからないぐらいの切れ方だつたわ

けです。これは、名前を見ても判断ができない、地図を見てもほとんど、よく見てみないとわからない、こういう選挙区の切れ方もあつたわけで、実際に私の地元では、もう投票できないと思つたのに、行つてみたら私に投票できたということの電話等が実際にありました。

こういう選挙区の区切り方も、数としては二倍以内に入れるという目的を達成するためにそういう区切り方をするのはいいですけれども、やはり、道一つだけで区切つてあるがために、地図を見てもわかりにくい、地名とまちづくりセンターが一致してない、こういうことが恐らく全国で起つて得ると思います。やはりここはしっかりと見てもらいたいと思います。

重要な問題なので、いろいろな方が聞いていますけれども、大臣に改めて伺えればと思うんですけれども、こういったわかりにくい事例がある、あり得るということにプラスして、やはり先ほどから、そういう地区も周知というのが重要だと思います。

これは、周知期間一ヶ月の中でしつかりとやつていくというところが、次の選挙においては、国民の選挙に対する理解、政治参加という上でも重

要であると思いますので、改めて周知徹底す

る、それから、わかりにくいところが実際にあ

るので、そういったところも総務省もしっかりと自治体に任せつくりにならずにやつてきますと

いうところを御説明いただければと思います。

○高市国務大臣 今回の改正法案でございます

が、区割り画定審議会の方で、さまざま難しい課題に直面しながらも、まずは一票の格差是正とい

うことにして、最善と思われる策をお取り

りまとめいただいたと思っております。

ただし、非常にわかりにくい例もあり、有権者

の方々の投票する権利を奪うことのないように、本法案を成立させていただいた暁ではございます

が、すぐに選挙部長にも指示をしまして、具体的に周知広報活動を強化してまいりたいと思つてお

ましたけれども、そのときも地図を配つていました。でも、一個、旧道のような道がちょっとと行つてあるところで切れていて、池尻四丁目のほんの数%だけが残つてているというのは

ります。今はまだ法律案御審議中でございますので、各種報道で皆様が御承知の範囲だと思つておられます。

まず、新区割り地図のデータやポスター、これは関係都道府県や市区町村の選挙管理委員会に提供いたしますし、また、地元自治体の御協力を得まして、市民便りなどの広報誌に載せていただいだいたりといつた方法もあるかと思います。

また、管理、執行で間違いが起きないよう、例えば選挙公報の配布誤り、これが起きては大変でござりますので、ここもしっかりと注意をしてまいりたいと思っております。

なお、投開票所の増設など、さまざま経費もかかりますが、これは執行経費基準法に基づき措置されますので、総務省としても必要な予算の確保に努めてまいります。

また、選挙、いよいよ選挙ということになりましたら、直前の周知啓発活動というのも各自治体で行われると考えますので、ここもしっかりと支援をしてまいりたいと存じます。

○竹本委員長 時間が来ておりますので、どうぞ。

○落合委員 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 最初に、今、この委員会の出席状況なんですかとも、過半数いっていいなと思うんですね。委員会が成立していないと思うんですか。確認してもらえますか。

○竹本委員長 二十人いるということです。

○塩川委員 何にしても、こういう出席状況でこ

ういう重要な法案をやつしているのかなということが厳しく問われるんじやないでしょうか。

私は、この法案に当たつて、やはり、そもそも議会制民主主義の根幹にかかる選挙制度であります、まさに国民の参政権にかかる重要な法案

について、しっかりと国会で議論することが必要だと。当然、委員として出席していただくのは当たり前のことなんですが、去年も、この法案のベースとなつた衆議院の選挙制度改革法案について、国民の声を聞くべきだということを申し上げたところです。残念ながら、公聴会が行われなかつた。

今回のこの法案についても、今、委員御質問のあつたように、非常に有権者、選挙人の方々にあっても混乱を招くような、また、実際の選挙実務においても大変苦労が多いような仕組みとなつていて。こういった現場の声をしっかりと聞くことを含めて、参考人質疑が必要だという提案もしましたが、残念ながら、それも受け入れられるものではありませんでした。極めて残念であります。

市区選管の連合会ですか指定都市や都道府県の選管連合会の方、まさに実務に精通している方なんかに来てもらつて、各党それぞれ質問もして議論を進めれば、いろいろな課題が出てくるはずなんですよ。こういうことこそしっかりと行うべきだ、こういった審議のあり方は極めて問題だといふことを冒頭申し上げておくものです。

それで、質問ですけれども、現行の小選挙区比例代表並立制が導入されて以降、二〇〇二年の区割り改定、前回二〇一三年の〇増減五の区割り改定、そして今回の区割りと、三回の区割り見直しが行われてきております。

お尋ねしますが、二〇〇二年の改定、それから二〇一三年の改定、そして今回の改定において、それぞれ区割り変更となる都道府県の数、小選挙区の数はどうなつてあるか、お答えください。

○大泉政府参考人 お答えいたします。

二〇〇二年、平成二十四年の改定におきましては、二十都道府県の六十八選挙区に異動がございました。十七都県四十二選挙区の異動がございました。

今回、区割りの改定案となつておりますのは、十九都道府県の九十七選挙区でござります。

○塩川委員 過去最大の見直しとなつてているわけです。

重ねてお聞きしますが、小選挙区において、市区町村内で分割をしている自治体数、その小選挙区数について、九四年的制度導入時は、分割市区数は十五、その小選挙区数は二十九でしたが、その後、どうだつたか。〇二年の区割り改定後、一

三年の区割り改定後、今回の改定、それぞれどうなつているのかについて説明してください。

○大泉政府参考人 先生御指摘のとおり、小選挙区制導入時においては、分割されていた市区が、二十九選挙区十五市区でございました。

二〇〇二年、平成十四年の改定におきましては、三十一選挙区十六市区でございました。

その後、市町村合併の進展、あるいは政令市に移行した市がございました関係で、二〇一三年、平成二十五年の改定におきましては、分割され

いたのは百十七選挙区の八十八市区までふえております。

今回、区割りの改定では、百三十選挙区百五市区となつております。

○塩川委員 分割市区数がどんどんふえていくというのが実態であります。区割りをするたびに分割される行政区がふえ、今回の改定で分割市区が八十八から百五に増加をしています。区割り変更の選挙区数も過去最大なら、分割される行政区の数も過去最大となつてゐるわけです。

そこで、この分割市区の問題は、区割り審が行つた関係都道府県知事からの意見聴取でも意見が出されているところであります。どのような意見があつたのか、その特徴について説明してください。

○塩川委員 有権者にとって、行政区が分割されている選挙区はどういう問題を持つてゐるのか。

区割り審の知事意見の中では、北海道は、振興局の区域と国政の選挙区とが異なる状態が続いてい

ることで住民に戸惑いが生じており、選挙時にも候補者がわかりにくく、選挙への関心が持てないといった弊害が生じていると指摘をしています。

長崎県は、前回の区割り改定で佐世保市の一部が分断されました、このことで住民の混乱が懸念されておりましたが、実際に分断された地区において、分断後初めて行われた平成二十六年の衆

一方で、分割する区域を明示して分割してほしいというような意見もあつたところでございま

す。

○塩川委員 いわゆる分割されている市区の解消といふことは、自治体としての大きな意見といつてあります。

区割り改定については、実際の選挙実務に携わる各地方選管連合会からも要望書が出されております。そこで、全国市区選管管理委員会連合会及び指定都市選管管理委員会連合会の衆議院小選挙区の区割りに関する要望事項というのは、どうい

う申込がわかりますか。

○大泉政府参考人 全国市区選管管理委員会連合会からは、直近において申し上げますと、平成二十八年十二月に要望事項として出てきておりま

す。そこで、全国市区選管管理委員会連合会において、市区を選挙区ごとに複数に分割される市をできる限りなくすよう法を改正されたいというような要望でございました。

また、指定都市選管管理委員会連合会からは昨年の十月に出てきておりまして、同様に、これは指定都市でござりますので、選挙区が同一の行政区において複数の選挙区にわたるいわゆる分割市が解消されるよう改められたいというような内容の要望が出てきております。

○塩川委員 選挙事務に携わる選管連合会の方からは、分割市区の解消というのは当然の要望として出されているわけです。

区内において複数の選挙区にわたるいわゆる分割市が解消されるよう改められたいというような内

容の要望が出てきております。

○塩川委員 選挙事務に携わる選管連合会の方からも、分割市区の解消というのは当然の要望として出されているわけです。

区はどのように問題を持つてゐるのか。

区割り審の知事意見の中では、北海道は、振興局の区域と国政の選挙区とが異なる状態が続いてい

ることで住民に戸惑いが生じており、選挙時にも候補者がわかりにくく、選挙への関心が持てない

といった弊害が生じていると指摘をしています。

長崎県は、前回の区割り改定で佐世保市の一部が分断されました、このことで住民の混乱が懸念されておりましたが、実際に分断された地区において、分断後初めて行われた平成二十六年の衆

議院議員選挙における投票率の低下や無効票の増加という傾向が見受けられましたと指摘をしています。

大臣にお尋ねいたします。

全国市区選挙管理委員会連合会の要望事項では、選挙人からは分割選挙区が解消されない理由

を求める声も多数寄せられていると指摘があり、指定都市選挙管理委員会連合会の要望事項では、選挙人に誤解や混乱を招くと指摘がありました。

このように、少ない有権者が市区町の行政単位や地域社会を分断する異常な線引きを押しつけられているのが現状であります。大臣、このことについてはどのようにお考えでしょうか。

○高市国務大臣 昨年の五月に議員立法で成立しました衆議院選挙制度改革関連法においては、各選挙区の人口に関する次回の見直しまでの五年間を通じて人口格差が二倍未満となるよう、平成二十七年国勢調査による日本国民の人口に加えて、平成三十二年見込み人口においても格差を二倍未満とすることが求められました。

この結果、相当数の選挙区の改定が必要になります。今回の区割り改定案の勧告では、十九都道府県九十七選挙区において改定を行うということになりました。選挙区が林立しておりますので、市区の分割が避けたいという状況であつたと承知をしています。

今後、政府にできることは、今回の区割り改定法案成立の暁には、この改定の趣旨や内容を十分御理解いただくとともに、特に選挙区の変更について、有権者の皆様を初め、選挙管理委員会関係も含めて、関係者の皆様に混乱が生じることのないよう、丁寧に周知啓発活動を行つてまいりたいと存じます。

○塩川委員 結果として、こういった、地域が分割をされる、有権者の皆さん非常に戸惑つておられる、そういう状況があるので対して、丁寧に

と言ふんじやなくて、そもそもが、こういった状況に置かれている有権者の方の思いをどう受けとめるのかということについて、ぜひお伺いしたい

んです。

例えば、青森県五戸町の事例について、読売新聞の報道で紹介しますと、「県南東部の五戸町は隣接する八戸市と同じ新青森二区内に組み込まれる。同町は前回二〇一三年の見直しで同市と別の選挙区になつたばかりで、七十歳代の主婦は「将来の見直しでまた違う選挙区に組み込まれてしまふのでは」と話した。」

前はこつちで、次はこつちで、また戻つて、そんなことなんかも起ります。こういう、有権者が戸惑う姿が目に浮かぶわけで、選挙のたびに不自然な選挙区変更を強いられるようなことについて、有権者の思いについて、大臣としてはどのよう受けとめておられるのか、お考えをお聞かせください。

○高市国務大臣 有権者にとりましても、立候補を予定される方にとりましても、それは、選挙区の区割りが変更になるということは大変負担の大きいことであろうと思います。

私自身も今まで立候補する区域が変わった経験を二回持つておりますので、投票できなくなつた方々がどんなに残念な思いをされたかということも、自分自身も、随分混乱もし、大変だったといふ経験は持つております。

ただ、今回の御審議いただいている法案につきましては、議員立法によつて成立した衆議院選挙制度改革関連法に基づいて、区割り審としては、安定性にも配慮しながら、それでも一票の格差を是正していくことを第一義にして、精いっぱい御審議をいただいて、その結果の答申であつたと思っております。

私自身が有権者の皆様の思いということも十分理解しつつも、今回提案している法律案についての経緯というのはそういうものであつたという

の御議論を経て、選挙制度については御議論を進めていただきたいということを申し上げます。

○塩川委員 そういう点では、今回の法案は、去

年の衆議院選挙制度改革関連法を踏まえてのものでありますから、そもそもこういう、有権者が戸惑うような選挙制度のあり方そのものが問われているということを言わなければなりません。

幾つか数字を確認したいんですが、二〇〇五年と一四年の衆議院選挙において、管理執行上問題となつた件数、いわゆる選挙事務のミスの件数は

どうなつてますか、また、一四年衆議院選挙における選挙事務ミスのあつた都道府県の数はどうなつてますかについてお答えください。

○大泉政府参考人 総務省におきましては、国政選挙等における管理執行上問題となつた事項について、選挙後に、各都道府県選挙管理委員会を通じて報告を求めているところでございます。

二〇〇五年、平成十七年の衆議院議員総選挙において報告のあつた件数は百九十四件であり、その

おきまして、管理執行上問題となつた事項として報告のあつた件数は六十四件ございました。

二〇一四年、平成二十六年の衆議院議員総選挙におきましては、管理執行上問題となつた事項として報告のあつた件数は百九十四件であり、その

おきまして、管理執行上問題となつた事項として報告のあつた件数は四十一都道府県であった

というところでございます。

○塩川委員 六十四件が百九十四件と、この十年近くで選挙事務ミスが三倍にふえています。四十都道府県という話がありましたから、ほとんど

の都道府県内に選挙事務ミスがあつたということは極めて重大であります。選挙の公正を損なうことにもつながりかねません。

ささらに市選管での不正開票事件がありましたが、二〇一三年の参議院選挙では、高松市選管での不正開票事件がありましたが、一四年の総選挙では、仙台市選管でも不正事件がありました。

分割される選挙区について、投開票事務の非効率など問題が上がつていて、現場から問題点は聞いていませんか。

は、特段、分割市区となる見込みの団体から管理執行上の具体的な問題点について報告、相談は受けていないところでございます。

ただし、分割市区におきましては、先ほどから申し上げておるとおり、投開票所などの増設や変更、増設した場合の事務従事者の確保、あるいは関係地域住民への適切な周知などの事務が新たに発生するというようなことでございます。また、選挙公報の配布誤りなどがないよう注意が求められます。

そのため、関係団体におかれでは、選挙の万全な管理、執行に向けて、必要な準備を進めていただきたないと考えておるところでございます。総務省としても、引き続き、管理、執行に關し、関係団体からの相談にきめ細かく応じるなど、必要な支援をしてまいりたいと考えております。

○塩川委員 選挙実務を行つ選管の要望を見ますと、先ほども紹介した全国市区選挙管理委員会連合会は、投開票事務の非効率を招く大きな要因になると述べておりますし、指定都市選挙管理委員会連合会は、投開票事務の効率化を阻害する要因となると、今回の区割りについて指摘をしているわけであります。

この十年近くで選挙事務ミスが三倍にふえている中で、今回のよう非常に大きな区割りの見直しというものは大変大きな負担になるだろう。選管の皆さん是非常に、現場で、今でもぎりぎりのところで頑張っているわけです。苦労もしているわけですが、ともどもミスをしようと思つてやつてはいけませんけれども、もともとミスをしようと思つてやつてはいけではありませんから。しかしながら、分割選挙区が増加をすることと、選挙事務ミスがさらに増加をする懸念がある。

こういった選挙制度、区割りのあり方というのが選挙の公正性にとって大きな障害となるのではないか、このように思いますが、どのようにお考えですか。

○大泉政府参考人 これまでの衆議院議員選挙におきましても分割市区はございまして、分割市区となつた団体は適正に選挙が執行されてきていた

ものと考えております。

一方で、新たに分割市区となつた団体で、先ほどの管理執行上の事務ミスについて、前回の区割り改定に際しまして、一件、これは選挙公報の配布誤りでございますが、そのようなミスがあつたというような報告を受けているところでござります。

これ以上、同様の事務ミスが発生、増加していくとの事実は承知しておりません。

○塩川委員 さらなる負担が生じるという中での懸念というのは強いと言わざるを得ません。

区割り審の知事意見の中では、北海道は、「選挙事務の複雑化に伴う事務量の増加、迅速性の確保のための経費の増加など大きな問題も生じている。」と指摘をしています。分割する地域の多い東京都は、「期日前投票所での受付や選挙公報の配布を始めとする選挙運営のミスを防止するための体制整備などの負担が増大する。」と指摘をし、「二つの市町村の区域を三分割することは、有権者への周知の困難さに加え、投票所入場券及び選挙公報の区分配布、開票所の三カ所設置の必要性など、結果として選挙の運営に支障をきたす可能性が高いことから行なうべきではない。」と要望したわけです。

今回、東京都の分割は、行政区で三つ以上の選挙区となつたところはありませんが、二つの選挙区内で複数市町村の区域の全部または一部を合わせて一つの選挙区を前提とした実務を行なへばならない区は多くなりました。また、今回の区割り見直しで二つの選挙区内に分割をされた座間市においては、遠藤三紀夫市長が、市選管の人事や予算是一つの選挙区を前提にしている、選挙事務が煩雑になることにどう配慮してくれるのか説明がなく、国は無責任だ、このような報道もされているところです。

この間、我が党は、国政選挙の執行経費法案の審議の際に、再三、経費削減が投票所や開票所の数の減少、投票時間の短縮、選挙事務ミスの増大に拍車をかけていると指摘をしていたことを述べておきたいと思います。

総務省にお尋ねしますが、参議院の選挙区を合

区としたときには合区選管を設けましたが、小選挙区の場合は一つの選管が複数の選挙区の事務を行つています。複数の選挙区を抱える選管は、投票所入場券や選挙公報を配布するにも、選挙区ごとに間違えないよう配布しなければなりません。

役所につくる期日前投票所は、それぞれの選挙区に入り口を分けて、投票を間違わないよう工夫するとかしていると聞いております。

しかし、これは、人員が確保できる場合であります。例えば、東京の多摩地域の選管では、市の規模などもあって、選管職員が三人とか四人しかいないというところがあるって、そういう自治体で二つの選挙区を抱えているために、どうやって実務をこなせばいいのかという問題に直面していると聞いています。

このような選挙事務の人員配置や予算配置など、実際に適切に対応できるものなのか、この点についてはどうのようにお考えですか。

○大泉政府参考人 御指摘のありました投開票所の増設などござりますけれども、こういう経費につきましては、執行経費基準法に基づきまして措置をされているものであります。總務省としても必要な予算確保に努めてまいりたいと考えております。

また、今回の区割り改定法案では、同一選挙区内で複数市町村の区域の全部または一部を合わせた開票区を設け、効率的な開票作業体制を構築するなど、柔軟な対応をする道を開いているという

実態に、いろいろ御相談に応じながら、どういう体制がいいのかといふことも考えていただきたいと考えております。

また、今後、公職選挙法施行令によりまして、手続など具体的なことを定めていくことになります。端的にイメージしているのは、一方の選管にその事務を他方の選管が委託するような、本体のところに分割で、それほど大きくなないところを委託するような格好になるのではないかといふふうに現在では想像しております。

○塩川委員 そういふ点では、実際の現場の要望

が大変心配するところです。

それと、今の答弁にありましたけれども、今回の法案で、数市町村の区域の全部または一部を合併するという関係になるのか。例えば、A市内の一部が隣接するB市と同じ選挙区となつた場合に、A市選管は投票まで執行して、開票はB市選管に委託するということになるのか。二つの行政区から成る選挙区の場合はまだわかりやすいかもしれません、東京十区のように、四つの選管が全て分割した選挙区を持つている場合はどうするのか。その一点では具体的にどうでしょうか。

この点などから、施行までの周知期間を一ヶ月と聞いています。

○大泉政府参考人 分割市区において、市区の区域の全部または一部を合わせて開票区を設けられることとするという規定でござりますが、今後も実態に、いろいろ御相談に応じながら、どういう体制がいいのかといふことも考えていただきたいと考えております。

また、今後、公職選挙法施行令によりまして、手続など具体的なことを定めていくことになります。端的にイメージしているのは、一方の選管にその事務を他方の選管が委託するような、本体のところに分割で、それほど大きくなないところを委託するような格好になるのではないかといふふうに現在では想像しております。

○塩川委員 過去の例でいえば、もうちょっとと早く具体的の話が出されていました。それが、今回の場合には、本当に直前の話になつてきていますから、今までよりも、こういう周知に係る期間が全体として事前のアナウンスを含めて短いのに、実際に区割りで改定されるのは非常に多いと

思います。端的にイメージしているのは、一方の選管にその事務を他方の選管が委託するような、本体のところに分割で、それほど大きくなないところを委託するような格好になるのではないかといふふうに現在では想像しております。

○塩川委員 そういふ点では、実際の現場の要望なんかも背景にあって、そういう手続の話をも出でます。ですから、今までよりも、こういう周知に係る期間が全体として事前のアナウンスを含めて短いのに、実際に区割りで改定されるのは非常に多いと

思います。端的にイメージしているのは、一方の選管にその事務を他方の選管が委託するような、本体のところに分割で、それほど大きくなないところを委託するような格好になるのではないかといふふうに現在では想像しております。

○塩川委員 そういふ点では、実際の現場の要望なんかも背景にあって、そういう手続の話をも出でます。ですから、今までよりも、こういう周知に係る期間が全体として事前のアナウンスを含めて短いのに、実際に区割りで改定されるのは非常に多いと

思います。端的にイメージしているのは、一方の選管にその事務を他方の選管が委託するような、本体のところに分割で、それほど大きくなないところを委託するような格好になるのではないかといふふうに現在では想像しております。

○塩川委員 そういふ点では、実際の現場の要望なんかも背景にあって、そういう手続の話をも出でます。ですから、今までよりも、こういう周知に係る期間が全体として事前のアナウンスを含めて短いのに、実際に区割りで改定されるのは非常に多いと

思います。端的にイメージしているのは、一方の選管にその事務を他方の選管が委託するような、本体のところに分割で、それほど大きくなないところを委託するような格好になるのではないかといふふうに現在では想像しております。

○塩川委員 それが、実際に願ひます。受け

の問題ですけれども、今回の区割り改定は、過去最大の見直しとなつていて、その施行日は、公布の日から起算して一月を経過した日となつてあります。こういう、一ヶ月間で本当に周知徹底が図れるのかということは誰もが思うところですが、この点についてはいかがお考えですか。

○富樫大臣政務官 お答えをいたします。

今回の区割り改定法案では、平成六年、十四年、二十五年の改定の際にも、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとされています。こういう、一ヶ月間で本当に周知徹底が図れるのかということは誰もが思うところですが、この点についてはいかがお考えですか。

そこで、お聞きしたいんですが、同じ選挙区内で、開票区を持たない選管と開票区を持つ選管ではどういう関係になるのか。例えば、A市内の一部が隣接するB市と同じ選挙区となつた場合に、A市選管は投票まで執行して、開票はB市選管に委託するということになるのか。二つの行政区から成る選挙区の場合はまだわかりやすいかもしれないが、この点についてはいかがお考えですか。

そこで、お聞きしたいんですが、同じ選挙区内で、開票区を持たない選管と開票区を持つ選管で

が大変心配するところです。

それと、今の答弁にありましたけれども、今回の法案で、数市町村の区域の全部または一部を合併するという関係になるのか。例えば、A市内の一部が隣接するB市と同じ選挙区となつた場合に、A市選管は投票まで執行して、開票はB市選管に委託するということになるのか。二つの行政区から成る選挙区の場合はまだわかりやすいかもしれません、東京十区のように、四つの選管が全て分割した選挙区を持つている場合はどうするのか。その一点では具体的にどうでしょうか。

この点などから、施行までの周知期間を一ヶ月と聞いています。

○大泉政府参考人 分割市区において、市区の区域の全部または一部を合わせて開票区を設けられることとするという規定でござりますが、今後も実態に、いろいろ御相談に応じながら、どういう体制がいいのかといふことも考えていただきたいと考えております。

また、今後、公職選挙法施行令によりまして、手続など具体的なことを定めていくことになります。端的にイメージしているのは、一方の選管にその事務を他方の選管が委託するような、本体のところに分割で、それほど大きくなないところを委託するような格好になるのではないかといふふうに現在では想像しております。

○塩川委員 そういふ点では、実際の現場の要望なんかも背景にあって、そういう手続の話をも出でます。ですから、今までよりも、こういう周知に係る期間が全体として事前のアナウンスを含めて短いのに、実際に区割りで改定されるのは非常に多いと

思います。端的にイメージしているのは、一方の選管にその事務を他方の選管が委託するような、本体のところに分割で、それほど大きくなないところを委託するような格好になるのではないかといふふうに現在では想像しております。

○塩川委員 そういふ点では、実際の現場の要望なんかも背景にあって、そういう手續の話をも出でます。ですから、今までよりも、こういう周知に係る期間が全体として事前のアナウンスを含めて短いのに、実際に区割りで改定されるのは非常に多いと

思います。端的にイメージしているのは、一方の選管にその事務を他方の選管が委託するような、本体のところに分割で、それほど大きくなないところを委託するような格好になるのではないかといふふうに現在では想像しております。

○塩川委員 それが、実際に願ひます。受け

る方の関係とかがどうなつてくるのかという話もあるわけです。そういう意味でも、二つに分かれ支離をしてまいりたいと考えております。

○塩川委員 それが、実際に願ひます。受け

る方の関係とかがどうなつてくるのかという話もあるわけですね。そういう現場のいろいろな悩みがあるわけですね。そういうところが実際どうなつてくるのかということをおきたいと思います。

総務省にお尋ねしますが、参議院の選挙区を合

る多くの自治体からも要望が上がっている周知徹底

ムの設定変更が必要となり、同時に住民への十分な周知も求められることから、公布から施行までの期間を十分に確保すべきと述べています。

ですから、もう一回お尋ねしますけれども、例えば、東京のように、もう前の前、都議選です、選管はそれに目についやすいっています、そういうときに行してこんな周知徹底が図れるのか、一月でいいのかというの、大問題じゃないですか。その点、政務官、どうですか。

○富権大臣政務官 今回の区割りの改定では、都道府県の議員定数が減少し、選挙区が変更となる団体や、新たに分割または分割の区域が変更となる団体が生じるところであり、有権者の方々に混乱が生じないよう、丁寧に改定内容を周知する必要があります。

総務省としては、法案成立後直ちに、ホームページや広報誌などを活用したきめ細かな広報活動を行い、周知を徹底してまいります。

また、関係都道府県及び市区町村の選挙管理委員会に対し、新区割り地図のデータやポスターを提供し、各自治体の広報誌への掲載や公共施設への掲示などを促すことにより、効果的に周知してまいります。

○塩川委員 いや、だから、都議選みたいに地方選挙をやっているような選管で、一月で大丈夫だと言える根拠はどこにあるのかというのを聞いているんですけれども。もう一回。

○高市国務大臣 この法律案を成立させていただき、また、公布された日から一ヶ月ということです。

施行になりますが、それまでの間ももちろん周知をさせていただきます。当然、東京都議会選挙といいうものがある中でも、法律が施行されるわけでござりますから、それについての情報提供で、今できることは速やかに行います。

先ほど来も答弁させていただいておりますように、総務省のホームページや広報誌、そしてまた、地方自治体によって可能なところには市民便りなどに掲載をしていただいたり、またポスター

の掲示もさせていただきます。

ただ、あわせて、仮に衆議院がまた解散になつたというような場合には、その直前の集中的な広報、周知というのもございますから、その中でより多くの有権者の方にしっかりと、特に区割りが変更になった選挙区の有権者の方に正しく御理解をいたくように、例えば投票カードの送付とともに、今でも地図が入つたり投票所の住所が書いてあつたりしますけれども、今度のあなたの選挙区は何々県第何区でございますと、その該当する市区町村名ですか、また投票所もわかりやすく、というような形で、より進化した周知の方法についてお話しします。

○塩川委員 有権者が混乱するような選挙の設定を可能とするような、そういうやり方そのものが問われているんだと思いますよ。

そういう点でも、一つ一つの選挙がきちっと適正に執行されるような選管の実務を保障するし、有権者がきちんと判断できるような取り組みといふ点でも、こういった一月という周知徹底の期間というのは極めて実態にそぐわないものだという

ことは強く指摘をしておくものです。

以上です。

○塩川委員 いや、だから、都議選みたいに地方選挙をやっているような選管で、一月で大丈夫だと言える根拠はどこにあるのかというのを聞いているんですけれども。もう一回。

○高市国務大臣 この法律案を成立させていただき、また、公布された日から一ヶ月ということです。

施行になりますが、それまでの間ももちろん周知をさせていただきます。当然、東京都議会選挙といいうものがある中でも、法律が施行されるわけでござりますから、それについての情報提供で、今できることは速やかに行います。

先ほど来も答弁させていただいておりますように、総務省のホームページや広報誌、そしてまた、地方自治体によって可能なところには市民便りなどに掲載をしていただいたり、またポスター

すか。

○大泉政府参考人 お答えいたします。

今回の改定案につきましては、昨年の選挙制度改革関連法に基づきまして、次回の見直しまでの五年間、人口格差が二倍未満となるように、平成二十七年度国勢調査に対しまして、それにトレンードで平成三十二年の見込み人口を求めまして、その平成三十二年見込み人口においても格差を二倍未満とするようなことが定められております。

で、それに基づきまして区割り審の方では区割りをして勧告をしたということでございます。

そういう中では、現在の二十七年度国勢調査の日本国民人口において格差を計算しますと、最大格差が一・九五六倍というふうになつております。

そこで、過去の勧告の中では一番縮減されている数字でございます。

また、次回の見直しまでの五年間を二倍にならぬよう抑え、結局、そういう意味では一・九九九倍ということですざいますけれども、そういう措置で区割りを行つてます関係から、すぐ二倍を超えるようなことはないのではないかと考えております。

○塩川委員 それは実際に推計した数字の伸びは方いかんで変更し得る、もともと推計ですから、そういう点でも、本当に二倍以内におさまるのかというのはわからない話です。

二〇二〇年の大規模国勢調査に基づく区割り改定では、アダムズ方式による都道府県への定数の再配分が行われます。

仮に、二〇二〇年見込み人口を用いて都道府県への定数の再配分を行つた場合に、定数が増減する都道府県はどこか、その増減数を紹介してください。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。

これは、あくまで仮の話ということでございま

す。

平成三十二年、二〇二〇年の見込み人口を用い

てアダムズ方式で計算しましたところでは、定数

が増加する都道府県は、埼玉県一増、千葉県一

増、東京都四増、神奈川県二増、愛知県一増といふになります。

また、定数が減少する都道府県は、宮城県、福島県、新潟県、滋賀県、和歌山県、広島県、山口県、愛媛県、長崎県で、いずれも一減という九県となります。格差が二倍とならないようにするために見直しも含めれば、今回改定以上にさらに大きな見直しとなることは必至であります。

区割り審の知事意見の中でも、多くの知事が、

次回、五年後の区割り改定においても変更が見込

まれることへの懸念が表明されています。

○塩川委員 定数が増減する都県だけでも十四に

なります。格差が二倍とならないようにするた

めの見直しも含めれば、今回改定以上にさらに大

きな見直しとなることは必至であります。

首都圏に立地する九都県市首脳会議による「衆

議院議員小選挙区の区割り改定案について」の意

見表明では、自治体の一体性が損なわれた区割り

は望ましいものではないと指摘し、平成三十二年

の国勢調査に基づく区割り改定では再度の変更が

想定され、関係する地域住民の一層の混亂を招き

かねないとしています。

大臣にお尋ねいたします。

五年後には今回以上の区割り見直しが行われ

て、今回以上に大きな混亂も想定されるのではないかと

りませんか。

○高市国務大臣 議員立法で成立をしました衆議院選挙制度改革関連法により、衆議院議員選挙区画定審議会設置法が改正されました。

次回、平成三十二年以降の大規模国勢調査に基

づく区割り改定案の作成に当たっては、当該国勢

調査の結果による日本国民の人口に基づき格差を

二倍未満とするとともに、都道府県別定数配分を

いわゆるアダムズ方式によつて行うということが

規定されています。

平成三十二年の国勢調査に基づく区割りの見直

しに当たりましては、衆議院議員選挙区画定審議

会は、こうした衆議院議員選挙区画定審議会設置

法の規定に基づいて改定案の作成を行われるとい

うことになります。

平成三十二年の国勢調査に基づく区割り改正の

内容ですかその影響につきましては、現時点においてお答えすることは困難でございます。

○塩川委員 実際に見込まれるそういう推計人口でもこういった大きな変化にならざるを得ないわけで、そういうことを考えると、こういうスケームそのものの問題というのが問われてくるわけです。

こういった小選挙区制度の区割りを続けるこというのが、有権者には混乱、市区町村の一体性を損ない、また選管事務についても困難さをもたらすものとなつていています。いことは何もない。こいつた混乱を招いている大もとに小選挙区制があるということを言わざるを得ません。

小選挙区制の導入以降、区割り変更が行われても格差の問題は続き、投票価値の平等を保障する抜本的格差は正ができませんでした。

日本共産党は、一九九三年に政治改革と称して現行の小選挙区比例代表並立制が提案されたときから、小選挙区制導入そのものに反対するとともに、小選挙区の区割りが発足当時から二倍を超える格差を容認しており、投票価値の平等を踏みにじる違憲立法だと批判をしてまいりました。

昨年の衆議院選挙制度関連法の審議の際にも、小選挙区制のもとでは、格差は正のため市町村の行政単位や地域社会を分断する異常な線引きが避けられず、有権者は選挙区の不自然な変更を強いられることになると批判をしました。今回の区割りを見ても、まさにその指摘どおりとなっています。これは、小選挙区制がもともと投票権の平等という憲法の原則とは両立できない制度、このことを明らかにしていると言わざるを得ません。

そこで、大臣に基本的なことを確認したいのですが、日本国憲法は、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存する」と宣言をしています。

主権者国民の代表をしているのが国会議員であり、政府を暴走させないようにする、それが国民

の代表で構成する議会の最大の役割であります。この国民の代表たる議員を選ぶのが選挙であります。

○高市国務大臣 まず、日本国憲法では、公務員の選定及び罷免は国民固有の権利であるとされています。第十五条第一項でございます。また、第

十四条の法のもの平等、第十五条第三項の成年者による普通選挙の保障、第十五条第四項、選挙における投票の秘密、第四十四条、両議院の議員及び選挙人の資格に関する差別の禁止などが規定されております。

これらの憲法の規定に基づいた選挙制度のあり方というものは、民主主義の根幹にかかわる重要な問題であるという認識でございます。

○塩川委員 普通選挙や平等選挙という、まさに民主主義の土台、根幹となる選挙制度のあり方といふのが、憲法から当然説き起こされるところであります。

選挙制度は民主主義の根幹であり、主権者である国民の参政権の問題であります。選挙制度を考える基本原則は、国民の多様な民意を鏡に映すよう、できる限り正確に反映することでなければなりません。憲法が求める投票価値の平等は、選挙区間の人口格差は正にとどまりません。有権者が投票した票が国会に反映されているのかどうかという点も見なければならない。

昨年の当委員会でも確認しましたが、総務省に再度確認します。

○大泉政府参考人 まず、平成二十六年、一番直近の衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員選挙の

結果における第一党は自由民主党でございましたて、全選挙区の有効投票総数に占める自由民主党の得票数の割合、いわゆる得票率は四八・一%

で、小選挙区選出議員選挙の全選挙区の当選人数に占める自由民主党の当選人数の割合は七五・三%でございました。

同様に、平成二十四年の衆議院議員総選挙については、第一党は自由民主党であり、得票率は四三・〇%、当選人の割合は七九・〇%でございました。

平成二十一年の衆議院議員総選挙につきましては、第一党は民主党でありますて、得票率は四七・四%で、当選人の割合は七三・七%でございました。

平成十七年の衆議院議員総選挙については、第一党は自由民主党であります、得票率は四七・八%、当選人数の割合は七二・〇%でございました。

平成十五年の衆議院議員総選挙については、第一党は自由民主党でありますて、得票率は四三・九%で、当選人の割合は五六・〇%でございました。

平成十二年の衆議院議員総選挙においては、第一党は自由民主党であります、得票率は四一・〇%、当選人の割合は五九・〇%でございました。

最初の平成八年衆議院議員総選挙につきましては、第一党は自由民主党でありますて、得票率は三八・六%、当選人の割合は五六・三%であります。

○塩川委員 七回の総選挙の結果というのは、小選挙区制の根本的欠陥を浮き彫りにしています。この四回で見れば、小選挙区での第一党の得票率は四割台にもかかわらず、七から八割もの議席を占めています。得票と獲得議席に著しい乖離が生じているわけです。

小選挙区制は、民意をゆがめて、比較第一党の虚構の多數をつくり出す一方で、少数政党は得票率のみでよいので、お答えください。

○大泉政府参考人 まず、平成二十六年、一番直近の衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員選挙の答申によりますと、長所としては、政権の選択

の得票は死票となります。

直近の二〇一四年総選挙における落選人の得票、いわゆる死票の割合と、いうのは四七・九九%、半分が死票になつてゐるわけですし、同じ一年総選挙における死票率五〇%以上という小選挙区は百三十三・六〇%以上は二十二に上つてゐるわけです。一四年総選挙は、二位以下の候補者への投票が四八%で、二百九十五選挙区のうち、死票が過半数の選挙区は百三十三にも上つています。

このように民意を集約した虚構の多数政権による強引な政治、多数のおごり、このことが国民の民意を反映しない政治をつくりて、国民の政治不信をつくり出しているということを指摘せざるを得ません。

大臣にお尋ねしますが、昨年度の衆議院選挙制度関連法でも、こういう小選挙区の現行制度が民意をゆがめる、過度に民意を集約するという問題点を持つていて、これを全政党が認めて、現行並立制の功罪を広く評価、検証することで合意しました。これまでの各党協議においてこのような合意があつたところです。民意集約機能の緩和の問題を含め、抜本的な見直しについて協議していくことをとどなつていていたわけです。

昨年の関連法質疑の際にも、私の質問に提案者の北側議員は、集約機能が大きくなり過ぎていて傾向があると述べ、逢坂議員は、確かに民意が過度に集約され過ぎていてと述べておりました。

この民意と議席の乖離という小選挙区制の根本的な欠陥を見直さなければならないのではないかとせんか。

○高市国務大臣 現行の衆議院の選挙制度であります小選挙区比例代表並立制というのは、選挙や政治活動を個人中心の仕組みから政策本位、政党中心の仕組みに転換するということを目指して、長年にわたる政治改革の議論を経て、平成六年に導入されました。

小選挙区制については、第八次選挙制度審議会の答申によりますと、長所としては、政権の選択

についての国民の意思が明確な形で示される、政
権交代の可能性が高い、短所としては、選挙ごと
の票の動きが激しい、少数意見が選挙に反映され
にくいなどが挙げられています。

選挙制度のあり方ということにつきましては、
いざれにしましても、議会政治の根幹にかかわる
重要な問題でございますので、各党各会派で御議
論いただくべきものだと考えております。

○塙川委員 小選挙区制はよく民意の集約と言わ
れますけれども、民意の集約というのは投票価値
の平等と相入れないんですよ。私は、そういう点
でも、鏡のように民意を反映する比例代表などを
中心とした選挙制度に改める、小選挙区制そのも
のを見直すことが必要だということを申し上げた
い。

昨年の衆院選挙制度改革は、定数削減を行つた
のも重大です。国会の政府監視機能が低下をする
ことは明らかで、議会政治史上を見ても、国際的
に見ても、我が国の国会議員の総定数が少ないと
はどこにもないということも指摘をしておきま
す。

最後に、被災地の定数が減らされていることに
ついてお尋ねをいたします。

今回の改定では、東日本大震災の被災地である
比例の東北ブロックが定数一減、小選挙区では、
青森県、岩手県がそれぞれ一減、また熊本地震の
被災地の熊本県も一減であります。先ほどの二〇
二〇年国勢調査によるアダムズ方式の導入の試算
では、宮城県、福島県の小選挙区も一減とありました。

大臣にお尋ねしますが、このように被災地の定
数が削減されていくことについての見解をお聞き
します。

○富樫大臣政務官 委員御指摘のとおり、今回の
改正法案においては、小選挙区の定数において一
減となる六県の中に東日本大震災等の被災地が含
まれていることは承知をしております。

衆議院議員小選挙区の定数削減及び六減県の決

定方法については、昨年の五月に議員立法により
成立した衆議院選挙制度改革関連法において定め
られたものであります。

以上であります。

○塙川委員 大臣にお答えいただきたいんです
が、今回の区割り改定に当たって、宮城県の意見
を見ると、宮城県は、「甚大な被害を受けた東日本
大震災からの復興の途上にあるため、区割りの
改定案の作成に当たっては、特段の配慮をお願い
したい」とありました。福島県は、福島県の特殊
事情について、「本県は、東日本大震災に加え、
東京電力福島第一原子力発電所事故の影響によ
り、現在でも約八万六千人の県民が県内外に避
難している。今後の避難指示の解除等により、
本県の人口は、しばらくの間は不安定かつ流動的
な状況にある。人口の算定や区割りの改定にあ
たっては、本県の特殊事情について十分に考慮す
る必要がある」と述べているわけです。

そこで、確認したいんですけど、例えば、強制的に
に避難しなければならず、住民票がもとのまま
だった有権者の投票権行使はどうだったのか。居
住実態はないわけですか、投票を認めなか
ったわけではないはずであります。さらに言え
ば、自主避難をしていた、避難解除が行われた
が、まだ住民票のある地域での居住がままならない
い、そんな有権者の投票権行使はどうなつていた
のか。このことについてぜひお答えください。

○大泉政府参考人 お答えいたします。
選挙人が投票するためには選挙人名簿に登録さ
れなければいけませんが、選挙人名簿に登録さ
きましては、当該市町村の区域内に住所を有する
年齢満十八歳以上の日本国民で、その者に係る登
録市町村等の住民票が作成された日から引き続き
とでございます。

住所は、客観的居住の事実を基礎とし、これに
ものとされておりますので、一般論として申し上

げますと、災害等により避難元市町村に居住す
ることができず、やむを得ず一時的に避難をして
いる選挙人につきましては、避難元市町村に住所
があると考えられまして、当該住所において選
挙権行使ができるもの、これは一般論でございま
すけれども、そういうふうに考えております。

○竹本委員長 塙川君、時間が来ていますので。

○塙川委員 はい。

要するに、投票権の行使をどう保障するかとい
う問題なんですよ。居住実態がどうというより
も、やはりさまざまな要件があるわけですね。
そういうふうなときに、いろいろな環境の中でも、有
権者の投票権をどう保障するのか、その行使をど
う担保するのか、こういう立場で知恵を出すべき
だ、このことを申し上げて、質問を終わります。

○竹本委員長 次に、椎木保君。

○椎木委員 日本維新の会の椎木保です。
本日議題となりました、いわゆる区割り法案に
ついて質問いたします。

最後の質疑者になりますので、他党の委員の質
問と重なる部分は多いかと思いますが、よろしく
お願い申し上げたいと思います。

初めに、今回の改定により、平成二十七年国勢
調査の我が国の人口を基準とした衆議院総選挙区
間の最大格差は一・九五六倍となります。現行の
最大格差が二・一七六倍でありますので、一定程
度は改善されたことになります。また、平成三十
二年の見込み日本国人口をもとにした最大格差は
一・九九九倍となる見通しとのことです。

そこで、お伺いたしましたが、今回の改定で最
大格差は二倍未満となりましたが、選挙区によつ
ては首都圏を中心に依然として二倍に近い格差と
なつております。投票価値を一对一に近づける努力を
すべきである、一票の格差は解消されたとは言い
がたい、こういった意見もあります。このようない
意見に対して、どのような御見解をお持ちでしょ
うか。お伺いたします。

○大泉政府参考人 お答えいたします。

今回の区割り改定におきましては、平成二十七
年国勢調査における日本国民人口において、最大
格差が一・九五六倍に縮小されるということに
なっております。この数字については、これまで
の区割りの改定時等の最大格差と比較しまして最
も格差が縮小されており、一票の格差の是正に資
するものであると考えております。

なお、一対一に近づけるという意見もあるとい
うことでございますが、平成二十三年の最高裁判
決では、選挙区間の人口の最大格差は二倍未満を
基本とすると規定していた当時の衆議院議員選挙
区画定審議会設置法の三条一項につきまして、
「投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定め
たもの」ということができる」と判示しております。

また、昨年の選挙制度改革関連法におきまして
は、二倍未満を基本とするの基本とするというと
ころが削られておりますので、人口格差について
の厳格さが加えられていると承知しております。
その上で、御指摘の点について一般論的に計算
式などを申し上げますと、昨年、その衆議院選挙
制度改訂関連法に基づき、いわゆるアダムズ方式
により平成二十七年の日本国民人口で都道府県別
定数を配分した場合、議員一人当たり人口の都道
府県間の格差を計算しますと一・五倍を上回つ
ているところでございまして、ということは、区割
りの改定により、都道府県間格差、それは都道府
県における選挙区を完全に均等に割った理論値に
なると思いますけれども、その一・五倍を超える
ことによって、選挙区間の人口格
差を一・五倍未満に抑えるということは理論的に
はできないということになつております。

○椎木委員 次に、区割りの見直しについては、
五年ごとに実施される国勢調査に基づいて行わ
れることとなつておりますが、今回の改定により、
区割りでは最大格差が五年後には二倍を超えるお

それがある、こういった指摘もありますが、これらの点についての見解を求めます。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。

今回の区割りの見直しでございますが、それは、衆議院選挙制度改定法においておきましたが、次回の見直しまでの五年間を通じて人口格差が二倍未満になるようということで、三十二年の見込み人口においても格差を二倍未満とすることが求められておりまして、そのように区割りがなされているとございます。

その結果、今回の勧告によりますと、平成二十七年国勢調査による日本国民人口において、最大格差が一・九五六倍に縮小されるということとなつております。先ほどのような見直しをされたということでございまして、選挙区間の人口格差がすぐには二倍を超えるというようなことはないと考えております。

また、次回の大規模国勢調査である平成三十二年の国勢調査からは、アダムズ方式による都道府県別定数の再配分が行われるということで、そこで、人口格差が二倍未満になるような区割りの改定が行われるというふうなことが見込まれております。

○椎木委員 選挙部長、私は賛成の立場でお聞きますので、それをまず冒頭申し上げておきます。ちょっと一点だけ確認ですけれども、今、五年後には二倍を超えるおそれがないというような趣旨の答弁だったと思いませんけれども、この点だけ再度確認させてください。

○大泉政府参考人 今回の区割りがやった方針等によりまして、選挙区間の人口格差がすぐには二倍を超えるようなことはないと考へていると、とでございます。

○椎木委員 次の質問へ入ります。

今回の区割り改定案では、十九都道府県九十七選挙区が変更対象となつております。実は、その中の一つに、私の選挙区であります大阪二区も含まれております。

変更対象となつた選挙区の有権者が混乱するおそれがあり、十分な周知期間を設ける必要があると思うのですが、午前中からの質疑でも、各党各会派の質疑者からも同じような質問があつたと思いますけれども、一ヶ月間の周知期間で本当に大丈夫なのか。これは、私は最後の質疑者です

で、改めてお聞きしたいと思います。

○大泉政府参考人 繰り返しになつて恐縮でございますけれども、平成六年の区割りの画定法、それから平成十四年、二十五年の区割り改定法におきましても、公布の日から起算して一ヶ月を経過した日から施行されるとしておりまして、また、選挙区画定審議会による勧告が四月十九日でございます。そこで、その時点から各種報道などがなされていることから、一ヶ月ということで、これまでと同様の期間をとつてしているところでございます。もちろん、施行日以後初めてその期日を公示される選挙から適用になりますというような前提でござります。

○椎木委員 これまでの答弁と同じ答弁の繰り返しをあえてお聞きしたんですけども、私も地方自治体で選挙管理委員会の書記をやつていた経験があるんですね。

まず、その前に一点申し上げたいのは、四月十九日の勧告により既に周知しているかのような答弁なんですが、国民の皆様、有権者からしたら、これは周知じやないんですよ。情報提供をいただいているだけであって、これは周知とは全く違うと思いますからね。ここはしっかりと認識していた

でも、なかなか投票所に足を運べないんですよ。なぜかわかりますか。周知されていないからなんですよ。たつた七万弱の小さな自治体であつても、そういうことというのは、ただただ多くある

んです。だから、僕が心配して、あえて質問させてもらつてあるんですね。

ですから、選挙部長が認識されているよりも、地方は、この一ヶ月間で周知をされるというの

は、なかなかこれは難しいことですから、このことだけ私の方は申し上げておきたいと思います。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、賛成の立場で質問させていただいているから、細かいところを確認しながら質問させていただきたいと思います。

う趣旨で、決していちやもんをつけるつもりはありませんので、そのことだけ申し上げておきたい

と思います。

次の質問に入らせていただきます。

区割り改定案の作成に当たっては、「行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならぬ」と規定されており、衆議院議員選挙区画定審議会が定めた区割り改定案の作成方針に、市区町村を原則として分割しないことが定められております。

今回の区割り改定案では、新たに二十六の市区町から百五市区町に拡大しております。当該の自治体の多くは少なからず当惑していると聞いておられます。

まず、その前に一点申し上げたいのは、四月十九日の勧告により既に周知しているかのような答弁なんですが、国民の皆様、有権者からしたら、

これは周知じやないんですよ。情報提供をいただいているだけであって、これは周知とは全く違う

と思いますからね。ここはしっかりと認識していた

といふことでございます。

ですから、与野党の先生方みんな、この一ヶ月の周知期間とということを心配しているんですよ。

一例を挙げるなら、地方の方も、地方選挙で使えない。ほんの数百メーター近くに変更するだけ

でいいただくことはもとより、特に選挙区の変更について、選挙区初め関係者の混乱が生じることのないよう、きめ細かく周知啓発を行つてまいりた

いと考えております。

○椎木委員 しっかりと現場の声を酌み上げて、検討に検討を重ねて本当に取り組んでいただきたい

と思います。やはり当惑しながらこの新しい制度に入ることだけは避けたいと思います。

○大泉政府参考人 昨年十二月に区割り審が決定しました区割り改定案の作成方針では、「選挙区の改定に当たっては、市区町村の区域は、分割しないことを原則とする。」と定めた上で、分割基準に該当する場合には分割するものとしておりまし

けではなく、恣意的な区割りの防止や、市区町村の選挙実施に係る事務負担増の回避等の意味があると思いますが、この点についていかがでしようか。

○大泉政府参考人 昨年十二月に区割り審が決定しました区割り改定案の作成方針では、「選挙区の改定に当たっては、市区町村の区域は、分割しないことを原則とする。」と定めた上で、分割基準に該当する場合には分割するものとしておりまし

て、今回の区割りの改定において行われた市区の分割は、いずれもこの作成方針の分割基準にのつて行われたものでございます。

○椎木委員 分割しますと、御指摘のとおり、選挙事務の負担などが増加しますが、それにつきましては、選挙管、執行につきまして、関係団体からの相談などにきめ細かく応じるなど、必要な支援をしてまいりたいと考えております。

○椎木委員 何か非常に答弁が簡単過ぎるんですけれども、これも午前中から同じ答弁の繰り返しだつたと思うんですけれども、きめ細かなという

のは具体的にどういうことをイメージさせているんでしょうか。

○大泉政府参考人 各選管から区割りの分割などに際しましてどのような問題が出てきているかと

いうことを御相談を受けましたら、今でも分割市區はござりますので、それらの先行事例、これらを横展開することによって解決策を図るとか、あ

るいは、今回改正法案に盛り込んでおります開票

所の、開票の合同といいますか、合わせて開票するといふよなことにつきまして、どのような手段を考えているのかということの相談に応じまして、それで効率的な事務運営ができるようしていくということを具体的には考えております。

○椎木委員 くれぐれも事務の負担の増にならないよう、しっかりと支援をしていただきたいと思います。

次に、今回の改正によって、青森県、岩手県、三重県、奈良県、熊本県、鹿児島県の六県でそれぞれ一減となります。そのような中で、人口を基準にした区割りでは地方の声が国政に届きにくくなる、大都市だけがよくなつていく、こういった意見も数多くありますけれども、この点についての見解を求めます。

○大泉政府参考人 これについてもござりますが、昨年五月に成立した衆議院選挙制度改革関連法におきまして、衆議院議員の○増六減の定数削減、あるいは一票の格差は正ということが決まつております。これに基づきまして、政府としては、昨年の五月の関連法の枠内で区割り審議におましても提出しているというふうに認識しております。

○椎木委員 全く不誠実な答弁だと思います。

私が聞いているのは、いいですか、地方の声が国政に届きにくくなるんじやないかというのが一点点と、大都市だけがよくなつていくんじやないか、そういった意見がある。そういう意見については、この区画審議会の中で多分議論されたんだと思うんですね。ですから、その過程の話をしていただいた上で、今回の結論に至つたというような答弁を私は期待しているんです。わかりますか。

全く議論されなかつたんですか。

○大泉政府参考人 区割り審に与えられた義務といいますか、そういうのは区割りの改定案の作成

でございまして、大枠の定数配分といふのは既に法律で定まつてることですので、その法律に基づいて区割りを行つていくということでござります。

○椎木委員 残念ですけれども、今の答弁が最大精いっぱいの答弁なんでしょう。

これは高市総務大臣の奈良県も一減ですからね。私は、地方の声が届きにくくなるというのが、大半、どんな調査を聞いてもやはりこれが多かったんですよ。ですから、そういうものも当然議論した上で今回の法案に至つてはいるものかなと思つたんですけどもね。そういうことは議論されていないという答弁なので、これ以上はお聞きしませんけれども、今後、選挙部長、しっかりと地方の声も反映できるように、そういう認識だけはお持ちいただきたいと思います。

私は大都市の大坂ですから関係ないんですけども、やはり、地方の声は地方の声でしっかりと国政に届けられる。そういうところは大事にしていただきたいと思います。

試算によれば、各都道府県に割り当てられる小選挙区の数は九増九減となり、東京都が四増、神奈川県が二増、埼玉県、千葉県、愛知県がそれぞれ一増となり、宮城県、福島県、新潟県、滋賀県、和歌山県、広島県、山口県、愛媛県、長崎県、以上の九県でそれぞれ一減とのことです。

その結果、都市部選出の議員の割合がさらに増すことになり、地方の声がどのように反映されていくのかという視点からも衆参の選挙制度改革を議論する必要があると思いますが、この点についていかがでしょうか。

○原田副大臣 お答えをいたします。

衆議院の選挙制度改革に関し、格差は正等を行ふことにより、地方の声が届きにくなるという意見があることは承知をいたしております。

各都道府県への小選挙区の定数配分の方法も含め、衆議院及び参議院の選挙制度のあり方に對しては、議会政治の根幹にかかる重要な問題でありまして、各党各会派において御議論いただすべき事柄と考えております。

○椎木委員 今、副大臣の答弁も、これまでと一緒だと思います。これ以上私も聞くつもりはありませんけれども、多分、今後、ますますこのようない声が上がつてくると思うんですね。ですから、その点だけはしっかりと御認識いただきたいと思います。

次の質問に入ります。

今回の小選挙区の一票の格差の是正を目指す改定に關連して、参議院の選挙区の一票の格差も看過できない状況にあると考えます。衆参両院の役割分担やそれぞれの院にふさわしい議員の選び方等に踏み込んで、衆参一体の抜本的な改革を検討してよい時期に来ていると思われますが、この点についていかがでしょうか。

○高市総務大臣 参議院の方で、各会派による参議院改革協議会の選挙制度に関する専門委員会などにおきまして、選挙制度改革の御議論が行われていると承知をいたしております。

それから、今委員がおっしゃった衆議院及び参議院の選挙制度のあり方ということにつきましては、平成二十八年一月の衆議院選挙制度調査会の答申において、衆参両議院にはそれぞれ期待される役割や機能があるということが指摘されています。また、昨年五月に成立した衆議院選挙制度改革関連法におきましても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度のあり方について不斷の見直しを行ふものとしておられますので、こういった衆議院や参議院の役割分担ですか議員の選び方といふことについては、議会の根幹にかかる重要な問題であり、先ほど申し上げたような指摘ももう既にありますことから、各党各会派で御議論をいたすべきことであると思っております。

の答弁が精いっぱいだと思いますので。私もその上でお聞きをしますけれども、十分、改めて大臣の認識を確認させていただいたということです。次に、現行制度において、小選挙区の候補者については、小選挙区で落選しても、一定の条件を満たせば比例区で復活当選することができる制度となっております。そのため、一選挙区から三人が当選するという例もあります。

このように、比例復活の制度を踏まえれば、小選挙区間において厳密に格差を是正することになります。

○大泉政府参考人 現行の小選挙区比例代表並立制でございますが、これは小選挙区選挙においては比較多数の得票を得た者を当選人とし、比例代表においては各政党の得票数を基礎として各政党の当選人数を決めていき、候補者名簿の上位の順番から当選人とするというような、それぞれ別の仕組みというふうになつているもとのことでございます。

また、最高裁におきまして、格差訴訟については、小選挙区選挙について判示しているものでございまして、比例代表とあわせてどうだというような判断はないというふうに承知しております。

まずは、小選挙区選挙について判示しているものでございまして、比例代表とあわせてどうだというような判断はないというふうに承知しております。

○椎木委員 これまで、各選挙での若年層の投票率は、他の世代と比較して低い数字となつております。平成二十七年六月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、選挙権年齢が十八歳以上に引き下げられ、一部の高校生の投票も可能となりましたが、さきの国政選挙での若年者の投票結果はどのようになつていて、どうか。

○大泉政府参考人 昨年、平成二十八年の参議院議員通常選挙における十八歳の投票率は五一・二八%、十九歳の投票率は四二・三〇%、二十代の投票率は三五・六〇%ございました。

○椎木委員 次の質問に入ります。

公職選挙法の改正により、新たに十八歳から選挙権が認められ、若者の政治参加が進むこととなりましたが、残念ながら、思つたほど投票率が上がりませんが、残念なことです。

そのような中、若年者が政治参加するに当たつての必要な知識や判断能力を涵養する、いわゆる主権者教育の充実が求められると考えますが、我が国における主権者教育の現状はどのようになつてゐるでしょうか。

○樋口大臣政務官 横木先生御指摘のとおり、主権者教育の充実が極めて重要であるというふうに思つております。

選挙権年齢が十八歳に引き下げられたことによりまして、まず、高校生においては、平成二十七年以降、全ての高校生に主権者教育に資する教材を配付しております。

さらに、早い段階から子供たちが、発達段階に応じて、それぞれの子供が構成員となる社会において多様な取り組みが行われることが重要であるという認識をしておりまして、省内に、平成二十八年六月に主権者教育の推進プロジェクトとして取りまとめたところでございます。

このプロジェクトに基づきまして、高等学校において、主体的な社会参画に必要な力を実践的に育む新しい科目「公共」の設置を決めました。検討しているところでございます。次に、大学等の入学時におけるオリエンテーション等を通じた学生への啓発活動をする、子供が地域に主体的にかかわる地域行事などの機会の創出や家庭教育支援などを行つてゐるところでございます。

今後とも、総務省と連携をしながら、学校、家庭、地域がお互いに連携・協働し、社会全体で子供たちの発育段階に応じた主権者教育が充実されるよう実施をしてまいりたいと思います。

○樋木委員 今、樋口政務官の答弁のとおり、主権者教育の推進に文科省が取り組んでいるのは私も本当に十分承知しています。その上で、私が幾つか提案したいと思つていて、それを全て御答弁いただきました。大変認識も共有されております

し、極めて、主権者教育の充実に向けた必要性の全てにおいて答弁いただけたと思います。ありがとうございます。

次に、我が国の児童生徒について、将来の有権者としていや、応なく我が国の政治にかかわることになります。我が国における主権者教育の現状については先ほど御答弁いただきましたが、欧米諸国にあつては、若いうちから義務教育の中で主権者教育を積極的に取り入れていると聞いておりますが、具体的にはどのような教育内容となつておられますか。お尋ねいたします。

○佐藤政府参考人 諸外国において、主権者教育は、特に中等教育段階において、社会科、市民科、公民科、政治科などの教科で扱われております。

幾つか御紹介いたしますと、例えばアメリカでは、小学校からハイスクールに至るまで、歴史、社会科の中でも主権者教育を学ぶこととなつております。

イギリスでは、政治的な教養を備えた市民の育成を目指すシチズンシップ教育が中等教育において必修化されております。

また、イギリスやアメリカ、ドイツでは、総選挙や大統領選挙の際に各地の学校で生徒による模擬選挙を実施する例や、フランスでは、初等教育において子供国会の取り組みも行われております。

イギリスでは、政治的な教養を備えた市民の育成を目指すシチズンシップ教育が中等教育において必修化されております。

これらの事例のように、各国における取り組みはさまざまありますが、いずれも民主主義社会に主体的に参画する主権者の育成を目指す教育を行つてゐるといいます。

今後とも、承知してございます。

○樋木委員 樋口政務官、そして今政府参考人の答弁もありましたけれども、主権者教育というのと、さらには、構外の活動といえども、一定の場合に、制限、禁止を含め、指導が必要であることを示しておりますが、具体的な指導のあり方については、これらを踏まえた上で各高校等において適切に判断されるものと考えております。

○樋木委員 時間が参りましたので、最後の質問、端的に申し上げますので、最後の質

くついくために政治に参画させることなんですね。そういった趣旨で、よう質問させていただきましです。それで、政務官と参考人からは非常に、私が心配するまでもない取り組みに着手していただいているという御答弁をいただけたと思っています。本当にありがとうございます。

十八歳以上の現役高校生が有権者として政治活動や選挙活動を行うことについて、どのような制限、制約があるのでどううか。お尋ねいたします。

○瀧本政府参考人 お答え申し上げます。

十八歳以上の高校生による政治的活動や選挙運動については、一般的の有権者と同じ制限、制約があります。あるほか、高等学校は学校教育法等に定める目標を達成するべく生徒を教育する公的な施設であること等を踏まえ、高等学校等により、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けることになります。

文部科学省では、平成二十七年十月に発出した通知や二十八年一月に発出した同通知に関するQアンドAにおきまして、本件に関する考え方を示しておりますが、これらにおきまして、例えばでござりますが、生徒会活動等の授業以外の教育活動も学校の教育活動の一環でありますので、生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用しないでございます。

○竹本委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○竹本委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。

○樋木委員 樋口政務官、私は、日本共産党を代表して、区割り改定法案に反対の討論を行います。

昨年成立した衆議院選挙制度関連法は、小選挙区制の維持を前提に定数十削減を行いました。定数削減によつて切り捨てられるのは主権者国民の声であり、国会の政府監視機能が低下するという弊害を法案提案者も認めていたにもかかわらず、根拠も示さず、我が国の男子普通選挙制度始まって以来、最少の定数に削減したこと改めて厳しく批判します。

本案は、この関連法に基づいて削減する六県の

ればなりませんが、現状、どのような対応がとらえているのか、手短にお願いいたします。

○樋口大臣政務官 手短に答弁させていただきます。教育基本法第十四条二項に定める政治的中立性が確保されることも必要でありまして、特に、教員が個人的な主義主張を述べることは避け、中立かつ公正な立場で生徒を指導することなどを平成二十七年に通知として発出をしております。政治的中立性の確保等のための留意点を示しました。そして、さらに、総務省さんと連携をして作成した主権者教育に関する副教材や教師用の指導資料において、政治的中立性の確保等について、図表などを用いてわかりやすく示しているところでございます。

○樋木委員 大変わかりやすい答弁を最後にいたしました。ありがとうございます。

○樋木委員 大変わかりやすい答弁を最後にいたしました。ありがとうございました。

○竹本委員長 以上で終わります。

小選挙区と比例の四ブロックを確定し、政府の衆議院議員選挙区画定審議会勧告に沿って小選挙区の区割りを改定するものです。今回の区割り改定は、これまで最大数の十九都道府県九十七選挙区に及び、区割りで分割した市町は百五に上っています。

このような区割り改定に、対象となる都道府県から批判の声が上がっています。選挙事務を担う選挙管理委員会連合会などの、有権者に混乱を招く、選挙の事務の管理執行上、事務が複雑化、負担が増大するといった懸念の声が審議の中で明らかになりました。

次回、二〇年の国勢調査の後、定数配分にアダムズ方式の導入も控えており、五年後にもさらなる大幅な区割り変更が見込まれております。数年間、少なくない有権者が、市町村の行政単位や地域社会を分断する異常な線引きを押しつけられ、選挙のたびに不自然な選挙区変更を強いられることがあります。

これほど大きな区割り変更を行つても、格差の問題は続きます。これは、小選挙区制がもともと、投票権の平等という憲法の原則とは矛盾する制度であるということを示すものであります。

憲法が求める投票価値の平等は、選挙区間の人々格差是正にとどまりません。

そもそも、選挙制度は民主主義の根幹であり、その根本は、国民の多様な民意を正確に議席に反映することです。ところが、現行制度は民意の反映が著しくゆがめられています。現行制度の最大の问题是、第一党が四割の得票で七割から八割の議席を獲得し、半数に上るいわゆる死に票を生み出ことです。

我が党は、現行制度の提案当初から、小選挙区制が民意の公正な議席への反映をゆがめ、比較第一党が虚構の多数を得ることで強権政治を推し進めようとするものだと批判してきました。

民意と議席に著しい乖離を生み出す小選挙区制は廃止し、民意を反映することで強権政治を推し正、改革すべきです。

このことを改めて強く主張し、反対討論を終わります。(拍手)

○竹本委員長 これにて討論は終局いたしました。

○竹本委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹本委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○竹本委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、神田憲次君外三名から、自由民主党・無所属の会、民進党・無所属クラブ、公明党及び日本維新の会の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。落合貴之君。

○落合委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

〔報告書は附録に掲載〕

○竹本委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十五分散会

○竹本委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○竹本委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○竹本委員長 お詫びいたします。

ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

〔報告書は附録に掲載〕

○竹本委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十五分散会

○竹本委員長 お詫びいたします。

ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

〔報告書は附録に掲載〕

○竹本委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十五分散会

平成二十九年六月二十三日印刷

平成二十九年六月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C